

# 米をめぐる関係資料

平成 22 年 3 月  
農林水産省

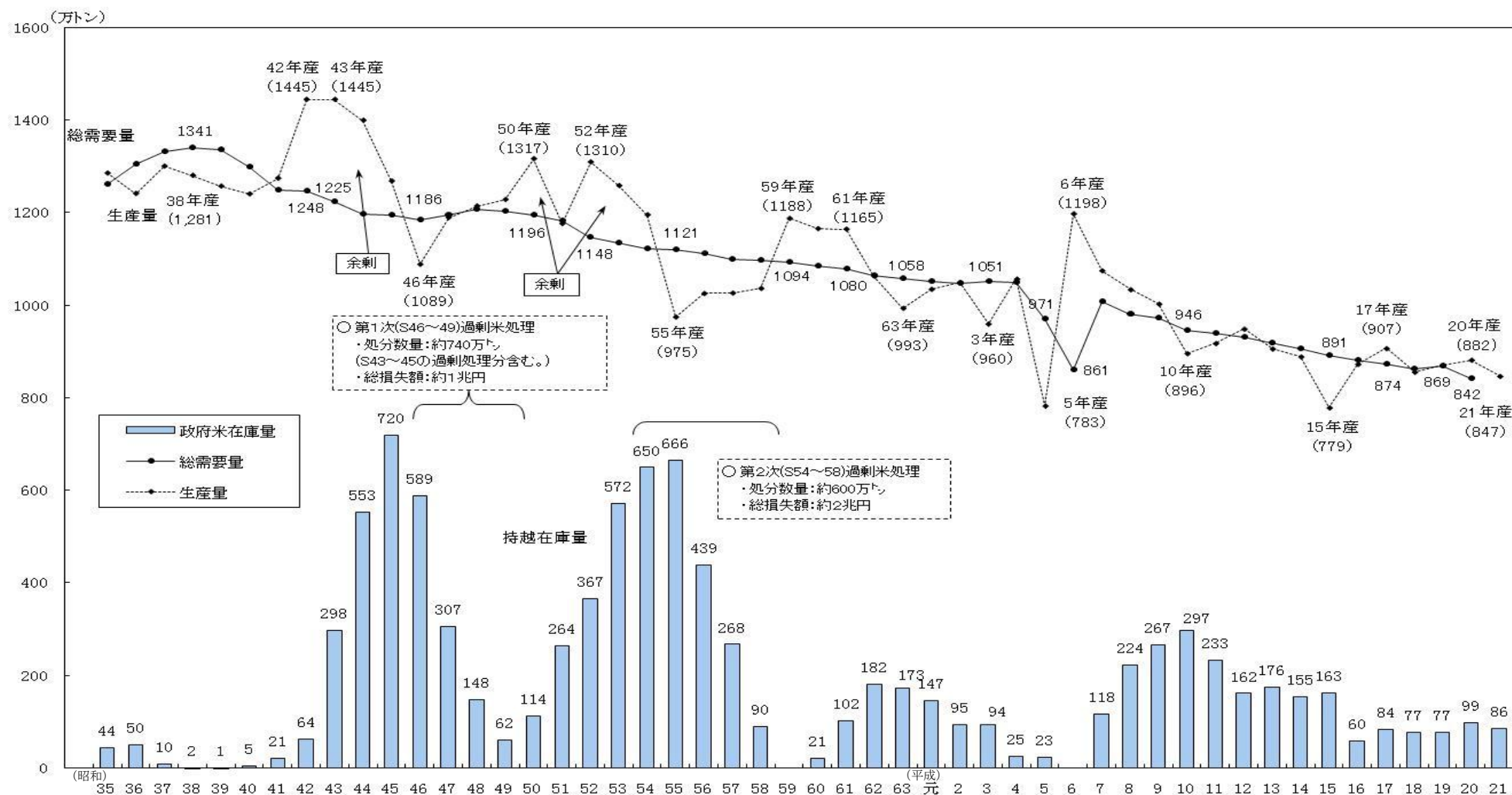
## 目

## 次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| (1) 米の需給・価格動向について.....               | 1  |
| (2) 21年産米の政府買入結果等について.....           | 11 |
| (3) 組織変更と米麦の売買・管理に関する業務の見直しについて..... | 13 |
| (4) 備蓄について.....                      | 19 |
| (5) ASEAN+3緊急米備蓄(APTERR)について.....    | 27 |
| (6) ミニマム・アクセス米の状況について.....           | 29 |

# (1) 米の需給・価格動向について

## ○ 米の全体需給の動向(昭和35年～)



注1 政府米在庫量は、外国産米を除いた数量で各年10月末現在である。ただし、平成15年以降は各年6月末現在である。

2 平成12年の政府米在庫量は、「平成12年緊急総合米対策」による援助用隔離等を除いた数量である。

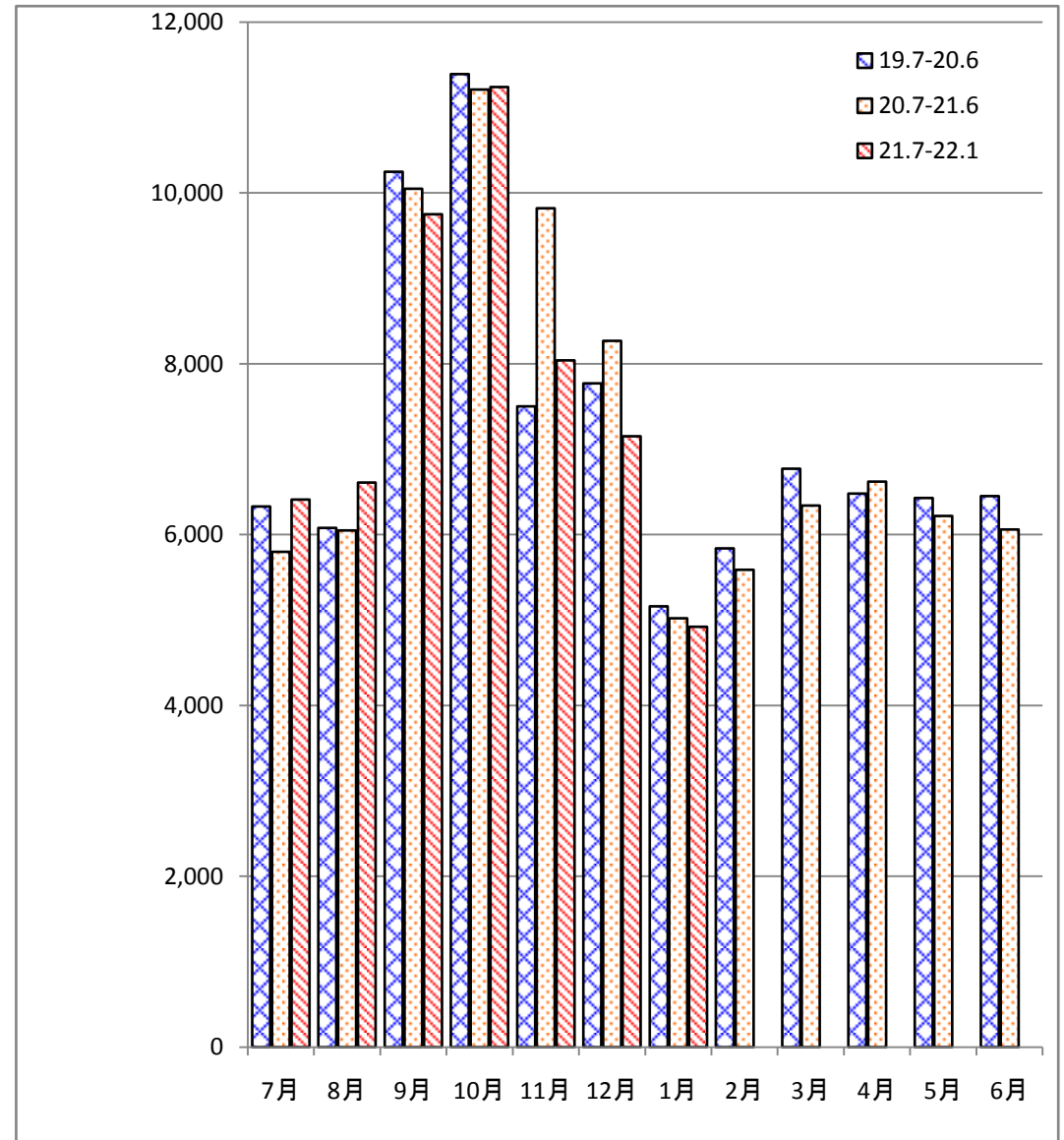
3 総需要量は、食料需給表における各年度の国内消費仕向量（主食用、飼料用、種子用、加工用等の合計数量）である。ただし、平成5年以降は国内消費仕向量のうち国産米のみの数量である。

4 生産量は、水稻と陸稲の合計である。

# ○ 家庭における米購入量の推移

(単位: グラム)

|        | 月間購入量  | 対前年同月比 | 年間累計   | 対前年比  |
|--------|--------|--------|--------|-------|
| H19.7  | 6,330  | 0.8%   | 86,450 | 2.5%  |
| H19.8  | 6,080  | 0.3%   |        |       |
| H19.9  | 10,250 | 14.8%  |        |       |
| H19.10 | 11,390 | ▲6.0%  |        |       |
| H19.11 | 7,500  | 4.0%   |        |       |
| H19.12 | 7,770  | ▲0.4%  |        |       |
| H20.1  | 5,160  | 4.7%   |        |       |
| H20.2  | 5,840  | 2.1%   |        |       |
| H20.3  | 6,770  | 6.1%   |        |       |
| H20.4  | 6,480  | 1.9%   |        |       |
| H20.5  | 6,430  | 1.9%   |        |       |
| H20.6  | 6,450  | 3.2%   |        |       |
| H20.7  | 5,800  | ▲8.4%  | 87,050 | 0.7%  |
| H20.8  | 6,050  | ▲0.5%  |        |       |
| H20.9  | 10,050 | ▲2.0%  |        |       |
| H20.10 | 11,210 | ▲1.6%  |        |       |
| H20.11 | 9,820  | 30.9%  |        |       |
| H20.12 | 8,270  | 6.4%   |        |       |
| H21.1  | 5,020  | ▲2.7%  |        |       |
| H21.2  | 5,590  | ▲4.3%  |        |       |
| H21.3  | 6,340  | ▲6.4%  |        |       |
| H21.4  | 6,620  | 2.2%   |        |       |
| H21.5  | 6,220  | ▲3.3%  |        |       |
| H21.6  | 6,060  | ▲6.0%  |        |       |
| H21.7  | 6,410  | 10.5%  | 54,120 | ▲3.7% |
| H21.8  | 6,610  | 9.3%   |        |       |
| H21.9  | 9,750  | ▲3.0%  |        |       |
| H21.10 | 11,240 | 0.3%   |        |       |
| H21.11 | 8,040  | ▲18.1% |        |       |
| H21.12 | 7,150  | ▲13.5% |        |       |
| H22.1  | 4,920  | ▲2.0%  |        |       |



※ 家計調査(総務省統計局)の1世帯当たりの米の購入量(二人以上の世帯)

# ○ 主食用米の販売動向（米穀卸売業界調査） ①

## [調査の概要]

全国米穀販売事業共済協同組合が、米穀の販売・需要動向を多角的に把握することを目的として、同組合会員企業を対象に実施。四半期に一度程度継続的に調査。

○ アンケート発送数 194会員（うち回答数 125会員）

○ 調査期間 平成22年2月1日（月）～平成22年2月26日（金）

## 1. 21年1月～21年12月の米の販売量（前年同期比）

| 集計結果 | 合計   | 増えた  | やや増えた | 変わらない | やや減った | 減った          |
|------|------|------|-------|-------|-------|--------------|
|      | 100% | 4.8% | 10.4% | 16.8% | 30.4% | <b>37.6%</b> |

| —販売先別— | 合計   | 増    | やや増   | ±            | やや減          | 減            |
|--------|------|------|-------|--------------|--------------|--------------|
| 大手スーパー | 100% | 9.3% | 16.0% | <b>32.0%</b> | 25.3%        | 17.3%        |
| 中小スーパー | 100% | 4.5% | 11.8% | 26.4%        | <b>33.6%</b> | 23.6%        |
| 米穀専門店  | 100% | 1.8% | 3.6%  | 8.0%         | 42.9%        | <b>43.8%</b> |
| その他    | 100% | 7.8% | 7.8%  | 26.7%        | 18.9%        | <b>38.9%</b> |

|         |      |      |       |              |              |       |
|---------|------|------|-------|--------------|--------------|-------|
| ファミレス   | 100% | 2.3% | 6.8%  | 38.6%        | <b>40.9%</b> | 11.4% |
| ファストフード | 100% | 5.0% | 12.5% | 30.0%        | <b>50.0%</b> | 2.5%  |
| 一般飲食店   | 100% | 1.2% | 4.8%  | 34.5%        | <b>44.0%</b> | 15.5% |
| 中食向け    | 100% | 6.5% | 11.8% | <b>38.7%</b> | 30.1%        | 12.9% |
| 給食向け    | 100% | 3.1% | 8.3%  | <b>49.0%</b> | 22.9%        | 16.7% |

\*太字は、最頻値。

## 主 な 回 答 理 由

### <この1年の販売量について>

- 大手スーパー向け：PB商品の影響により、NB商品の販売不振。/単価の安い商品、特売のみ増加。
- 中小スーパー向け：特売の減少。/廃業で減少。
- 米穀専門店向け：専門店自身の客数低迷、廃業で減少。/過疎化の影響で減少。
- ファミレス・一般飲食店向け：取引中止あり。/客数減少。
- ファストフード向け：客数減少。/新店舗数開設による増加。
- 中食向け：弁当販売の増加。/消費低迷の影響も。
- 給食向け：社員食堂用は企業業績低迷の影響で減少。

### <その他、全体的な意見>

- 玄米販売が減少。
- 生産者直売が増えている。

## ○ 主食用米の販売動向（米穀卸売業界調査）②

### 2. 米販売の動き：3ヶ月前との比較 / 3ヶ月後の見通し

#### （1） 21年10月～12月と比較した現在（22年1月）の販売の動き

| 集計結果 | 合計     | 良くなっている | やや良くなっている | 変わらない | やや悪くなっている    | 悪くなっている | DI値   |
|------|--------|---------|-----------|-------|--------------|---------|-------|
|      | 100.0% | 0.8%    | 8.8%      | 21.6% | <b>38.4%</b> | 30.4%   | 27.80 |

#### （参考）前回調査（21年10月の動き）

| 集計結果 | 合計     | 良くなっている | やや良くなっている | 変わらない | やや悪くなっている    | 悪くなっている | DI値   |
|------|--------|---------|-----------|-------|--------------|---------|-------|
|      | 100.0% | 0.0%    | 13.5%     | 16.2% | <b>54.1%</b> | 16.2%   | 31.76 |

—販売先別—  
大手スーパー  
中小スーパー  
米穀専門店  
その他

|        | 合計   | 良   | やや良  | ±    | やや悪         | 悪    | DI指数 |
|--------|------|-----|------|------|-------------|------|------|
| 大手スーパー | 100% | 0.0 | 10.5 | 28.9 | <b>38.2</b> | 22.4 | 31.9 |
| 中小スーパー | 100% | 0.0 | 4.7  | 36.4 | <b>39.3</b> | 19.6 | 31.5 |
| 米穀専門店  | 100% | 0.9 | 0.9  | 17.1 | <b>45.9</b> | 35.1 | 21.6 |
| その他    | 100% | 2.4 | 8.2  | 22.4 | <b>34.1</b> | 32.9 | 28.2 |

ファミレス  
ファストフード  
一般飲食店  
中食向け  
給食向け

|         |      |     |     |             |             |      |      |
|---------|------|-----|-----|-------------|-------------|------|------|
| ファミレス   | 100% | 0.0 | 2.3 | <b>43.2</b> | 40.9        | 13.6 | 33.5 |
| ファストフード | 100% | 2.4 | 2.4 | 36.6        | <b>46.3</b> | 12.2 | 34.1 |
| 一般飲食店   | 100% | 0.0 | 1.2 | 39.0        | <b>43.9</b> | 15.9 | 31.4 |
| 中食向け    | 100% | 1.1 | 8.7 | 35.9        | <b>40.2</b> | 14.1 | 35.6 |
| 給食向け    | 100% | 1.1 | 6.3 | <b>50.5</b> | 26.3        | 15.8 | 37.6 |

#### （2） 今から3ヶ月後（22年4月頃）の販売の動き

| 集計結果 | 合計   | 良くなる | やや良くなる | 変わらない | やや悪くなる       | 悪くなる  | DI値   |
|------|------|------|--------|-------|--------------|-------|-------|
|      | 100% | 3.2% | 24.0%  | 26.4% | <b>36.0%</b> | 10.4% | 43.40 |

#### （参考）前回調査（21年10月）から3ヶ月後（22年1月頃）

| 集計結果 | 合計   | 良くなる | やや良くなる | 変わらない        | やや悪くなる | 悪くなる  | DI値   |
|------|------|------|--------|--------------|--------|-------|-------|
|      | 100% | 2.7% | 27.0%  | <b>32.4%</b> | 18.9%  | 18.9% | 43.92 |

—販売先別—  
大手スーパー  
中小スーパー  
米穀専門店  
その他

|        | 合計   | 良   | やや良  | ±           | やや悪         | 悪    | DI指数 |
|--------|------|-----|------|-------------|-------------|------|------|
| 大手スーパー | 100% | 2.7 | 25.3 | <b>37.3</b> | 28.0        | 6.7  | 47.3 |
| 中小スーパー | 100% | 0.9 | 21.5 | <b>40.2</b> | 32.7        | 4.7  | 45.3 |
| 米穀専門店  | 100% | 0.0 | 11.8 | 30.9        | <b>36.4</b> | 20.9 | 33.4 |
| その他    | 100% | 0.0 | 14.8 | <b>35.8</b> | 28.4        | 21.0 | 36.1 |

ファミレス  
ファストフード  
一般飲食店  
中食向け  
給食向け

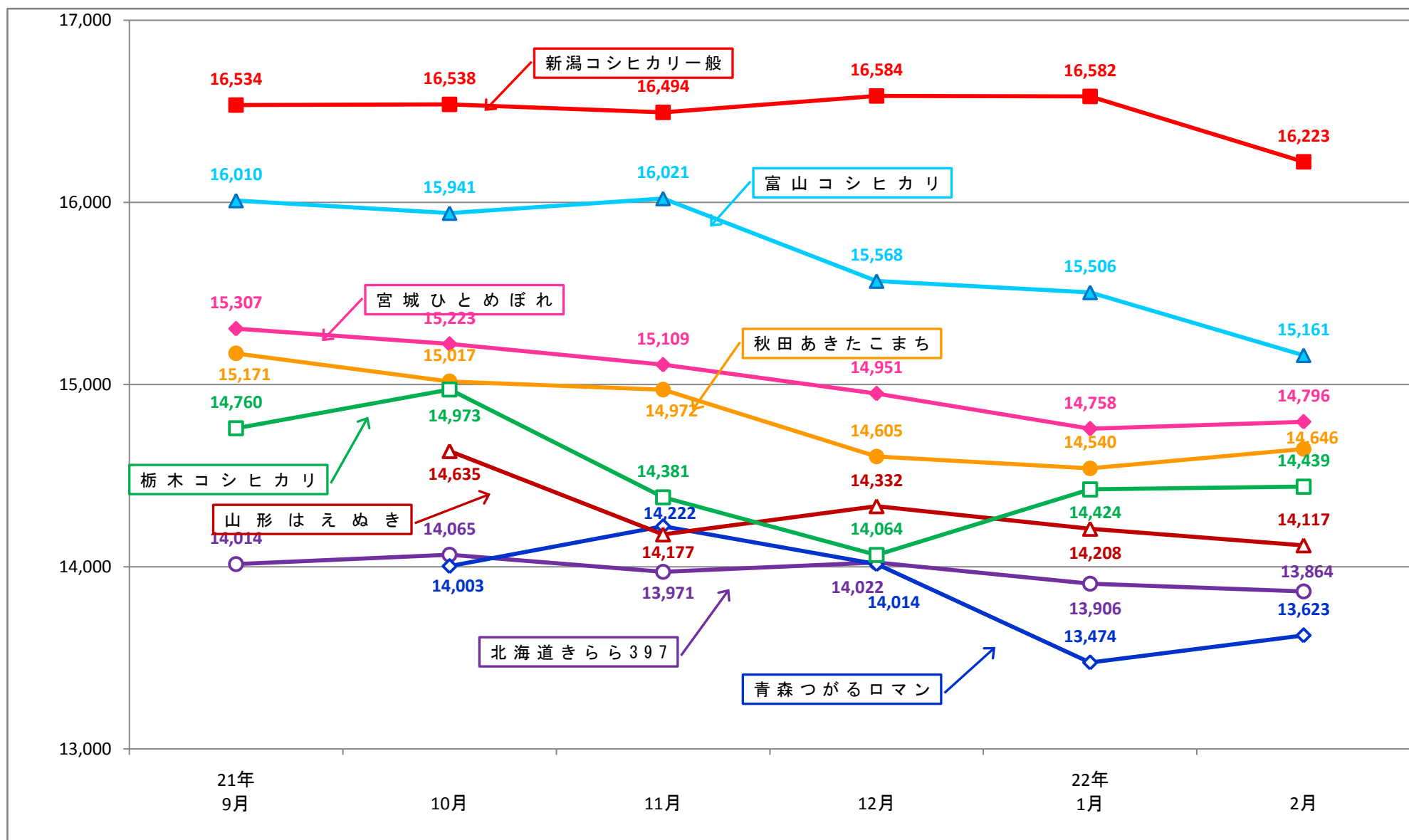
|         |      |     |      |             |      |     |      |
|---------|------|-----|------|-------------|------|-----|------|
| ファミレス   | 100% | 0.0 | 2.3  | <b>52.3</b> | 40.9 | 4.5 | 38.1 |
| ファストフード | 100% | 0.0 | 7.1  | <b>50.0</b> | 38.1 | 4.8 | 39.9 |
| 一般飲食店   | 100% | 1.2 | 6.2  | <b>48.1</b> | 37.0 | 7.4 | 39.2 |
| 中食向け    | 100% | 1.1 | 20.2 | <b>40.4</b> | 28.7 | 9.6 | 43.6 |
| 給食向け    | 100% | 1.0 | 8.3  | <b>58.3</b> | 22.9 | 9.4 | 42.2 |

\*1. 太字は、最頻値。

2. DI（diffusion index）の算出方法：内閣府で発表している「景気ウォッチャー調査」方式を採用した。具体的には、5つの回答選択肢に均等に0～1の評価点を与え、各回答の構成比に対応するそれぞれの評価点を乗じ、それらの合計を指数（%ポイント）としてDI値を算出。それが50の場合は横ばい（現状維持）を示す。0に近づくほど販売が低迷傾向にあることを示し、逆に100に近づくほど販売が好調傾向であることを示す。

| （算出例）          | 増えた                 | やや増えた | 変わらない | やや減った | 減った  |
|----------------|---------------------|-------|-------|-------|------|
| 評価点 A          | 1                   | 0.75  | 0.5   | 0.25  | 0    |
| 結果（構成比） B      | 17.8                | 20.0  | 20.0  | 22.2  | 20.0 |
| 各DI値 C = A × B | 17.8                | 15    | 10    | 5.6   | 0    |
| DI値（合計）        | 48.4 → 販売はほんの少し低迷傾向 |       |       |       |      |

## ○ 平成21年産米の相対取引価格の推移



# ○ 平成21年産米の相対取引価格(出荷業者)(速報)

(単位:円/玄米60kg)

| 産地  | 品種銘柄   | 地域<br>区分 | 21年    |        |        |        |        |        | 産地      | 品種銘柄   | 地域<br>区分 | 21年    |        |        |        |        |        |
|-----|--------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|     |        |          | 9月     | 10月    | 11月    | 12月    | 1月     | 2月     |         |        |          | 9月     | 10月    | 11月    | 12月    | 1月     | 2月     |
| 北海道 | きらら397 |          | 14,014 | 14,065 | 13,971 | 14,022 | 13,906 | 13,864 | 新潟      | コシヒカリ  | 魚沼       | 23,454 | 23,427 | 23,407 |        |        |        |
| 北海道 | ななつぼし  |          | 14,197 | 13,985 | 14,149 | 14,088 | 14,065 | 13,959 | 新潟      | コシヒカリ  | 岩船       | 16,857 | 16,907 | 16,877 |        |        | 16,697 |
| 青森  | つがるロマン |          |        | 14,003 | 14,222 | 14,014 | 13,474 | 13,623 | 新潟      | コシヒカリ  | 佐渡       | 16,869 | 16,826 | 16,871 |        |        | 16,725 |
| 青森  | まっしぐら  |          |        | 13,769 | 13,853 | 13,674 | 13,339 | 13,397 | 富山      | コシヒカリ  |          | 16,010 | 15,941 | 16,021 | 15,568 | 15,506 | 15,161 |
| 岩手  | ひとめぼれ  |          | 15,144 | 14,995 | 15,180 | 14,854 | 14,547 | 14,483 | 石川      | コシヒカリ  |          | 15,542 |        | 15,082 | 15,061 | 15,026 |        |
| 岩手  | あきたこまち |          |        | 14,792 |        |        | 14,382 | 14,266 | 福井      | コシヒカリ  |          | 15,480 |        |        | 14,955 | 14,926 | 14,936 |
| 宮城  | ひとめぼれ  |          | 15,307 | 15,223 | 15,109 | 14,951 | 14,758 | 14,796 | 福井      | ハナエチゼン |          | 14,138 | 14,147 |        | 13,866 | 13,838 |        |
| 宮城  | ササニシキ  |          |        |        | 15,308 |        |        |        | 岐阜      | コシヒカリ  |          |        | 15,869 | 15,738 |        |        |        |
| 秋田  | あきたこまち |          | 15,171 | 15,017 | 14,972 | 14,605 | 14,540 | 14,646 | 三重      | コシヒカリ  | 一般       | 15,173 | 14,958 | 14,940 | 14,841 |        |        |
| 山形  | はえぬき   |          |        | 14,635 | 14,177 | 14,332 | 14,208 | 14,117 | 滋賀      | コシヒカリ  |          | 15,347 |        | 15,164 | 14,906 | 14,841 | 14,330 |
| 福島  | コシヒカリ  | 中通り      |        | 14,321 | 14,331 | 14,247 | 14,066 | 14,145 | 滋賀      | キヌヒカリ  |          | 14,704 |        | 14,260 | 14,239 |        | 13,832 |
| 福島  | コシヒカリ  | 会津       |        | 15,617 | 15,501 | 15,239 |        | 15,102 | 鳥取      | コシヒカリ  |          |        |        | 15,017 |        |        |        |
| 福島  | コシヒカリ  | 浜通り      |        |        | 14,715 | 14,239 |        |        | 鳥取      | ひとめぼれ  |          | 14,653 |        | 14,111 |        |        |        |
| 福島  | ひとめぼれ  |          |        | 14,147 | 14,264 | 13,976 | 14,054 | 14,117 | 島根      | コシヒカリ  |          | 15,430 |        | 15,025 | 15,018 |        |        |
| 茨城  | コシヒカリ  |          | 14,782 | 14,808 | 14,709 | 14,239 | 14,389 | 14,568 | 山口      | コシヒカリ  |          | 15,215 |        |        |        |        |        |
| 栃木  | コシヒカリ  |          | 14,760 | 14,973 | 14,381 | 14,064 | 14,424 | 14,439 | 香川      | ヒノヒカリ  |          |        |        |        | 14,241 |        | 13,896 |
| 千葉  | コシヒカリ  |          | 14,380 | 14,725 | 14,627 | 14,311 | 14,642 | 14,392 | 福岡      | ヒノヒカリ  |          |        | 14,908 |        | 14,448 | 14,311 | 14,514 |
| 長野  | コシヒカリ  |          | 15,393 | 15,512 | 15,312 | 15,252 | 15,754 | 15,052 | 佐賀      | 夢しずく   |          |        |        |        | 14,059 | 14,045 | 13,958 |
| 長野  | あきたこまち |          |        | 14,518 |        |        |        |        | 熊本      | ヒノヒカリ  |          |        | 14,893 |        | 14,696 |        |        |
| 新潟  | コシヒカリ  | 一般       | 16,534 | 16,538 | 16,494 | 16,584 | 16,582 | 16,223 | 大分      | ヒノヒカリ  |          |        |        | 14,193 | 14,650 |        | 14,085 |
|     |        |          |        |        |        |        |        |        | 全銘柄平均価格 |        |          | 15,169 | 14,988 | 14,876 | 14,754 | 14,684 | 14,602 |

資料:農林水産省「米穀の取引に関する報告」□

注1) 相対取引価格は、①全国出荷団体、②年間の玄米仕入数量が5,000トン以上の道県出荷団体等、③年間の直接販売数量が5,000トン以上の出荷業者と卸売業者等の主食用の相対取引契約(数量と価格が決定した時点を基準としている。)の1等米の数量及び価格(運賃、包装代、消費税相当額を含めた価格。)により加重平均したものである。  
 その際、新潟、長野、静岡以東(東日本)の産地品種銘柄については受渡地を東日本としているものを、富山、岐阜、愛知以西(西日本)の産地品種銘柄については受渡地を西日本としているものを加重平均している。

注2) また、相対取引価格は、個々の契約数量に応じて設定される大口割引等の割引などが適用された価格であり、実際の引取状況に応じて等級及び付加価値等(栽培方法等)の価格調整が行われることがある。

注3) 産地品種銘柄は、20年産でコメ価格センターに上場があった産地品種銘柄で、かつ、月1,000トン以上の取引があったものである。

注4) 全銘柄平均価格は、報告対象産地銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。



## ○ 商業用のコメの輸出数量等の推移

|        | 2005年               |                      | 2006年               |                      | 2007年              |                      | 2008年                 |                      | 2009年                |                      |
|--------|---------------------|----------------------|---------------------|----------------------|--------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|        | 数量                  | 金額                   | 数量                  | 金額                   | 数量                 | 金額                   | 数量                    | 金額                   | 数量                   | 金額                   |
| 輸出合計   | トン<br>634<br>(+55%) | 百万円<br>320<br>(+36%) | トン<br>967<br>(+53%) | 百万円<br>427<br>(+34%) | トン<br>940<br>(-3%) | 百万円<br>527<br>(+24%) | トン<br>1,294<br>(+38%) | 百万円<br>641<br>(+21%) | トン<br>1,312<br>(+1%) | 百万円<br>545<br>(-15%) |
| 香港     | 99                  | 57                   | 155                 | 74                   | 218                | 119                  | 341                   | 172                  | 481<br>(+41%)        | 206<br>(+20%)        |
| 台湾     | 413                 | 169                  | 593                 | 161                  | 450                | 175                  | 453                   | 168                  | 333<br>(-26%)        | 115<br>(-31%)        |
| シンガポール | 63                  | 35                   | 63                  | 40                   | 92                 | 48                   | 173                   | 81                   | 185<br>(+7%)         | 79<br>(-2%)          |
| 豪州     | 0                   | 0                    | 0                   | 1                    | 1                  | 1                    | 22                    | 4                    | 36<br>(+64%)         | 10<br>(+138%)        |
| フランス   | 3                   | 2                    | 1                   | 10                   | 3                  | 14                   | 5                     | 9                    | 34<br>(+580%)        | 16<br>(+65%)         |
| 中国     | 0                   | 0                    | 2                   | 7                    | 72                 | 43                   | 90                    | 52                   | 30<br>(-67%)         | 14<br>(-73%)         |
| 英国     | 6                   | 9                    | 4                   | 16                   | 4                  | 18                   | 9                     | 18                   | 26<br>(+189%)        | 15<br>(-17%)         |
| 米国     | 16                  | 25                   | 128                 | 99                   | 41                 | 71                   | 26                    | 49                   | 17<br>(-35%)         | 28<br>(-42%)         |
| ロシア    | 0                   | 0                    | 0                   | 1                    | 4                  | 3                    | 63                    | 28                   | 10<br>(-84%)         | 4<br>(-87%)          |
| その他    | 34                  | 22                   | 21                  | 18                   | 55                 | 36                   | 112                   | 59                   | 160<br>(+43%)        | 57<br>(-3%)          |

資料:財務省「貿易統計」

注1:( )内は対前年同期増減率である。

注2:「その他」に含まれる国は、アルジェリア、カナダ、パナマなど 27ヶ国。

注3:数量においては1トン未満、金額においては1,000円未満はカウントされていないほか、援助用と推察されるものを除いている。

# ○ 平成22年産米の都道府県別の生産数量目標(需要量に関する情報)

(単位:トン、ha)

| 都道府県 | 生産数量目標  |         |
|------|---------|---------|
|      |         | 面積換算値   |
| 北海道  | 604,510 | 112,990 |
| 青森   | 267,300 | 46,090  |
| 岩手   | 295,240 | 55,390  |
| 宮城   | 382,210 | 72,120  |
| 秋田   | 461,870 | 80,610  |
| 山形   | 381,170 | 64,170  |
| 福島   | 365,020 | 67,970  |
| 茨城   | 355,390 | 68,340  |
| 栃木   | 321,790 | 59,700  |
| 群馬   | 83,250  | 16,850  |
| 埼玉   | 161,280 | 32,710  |
| 千葉   | 262,150 | 49,180  |
| 東京   | 930     | 230     |
| 神奈川  | 14,940  | 3,060   |
| 新潟   | 557,830 | 103,490 |
| 富山   | 206,730 | 38,640  |

| 都道府県 | 生産数量目標  |        |
|------|---------|--------|
|      |         | 面積換算値  |
| 石川   | 132,430 | 25,520 |
| 福井   | 136,060 | 26,320 |
| 山梨   | 28,750  | 5,260  |
| 長野   | 205,900 | 33,050 |
| 岐阜   | 122,770 | 25,160 |
| 静岡   | 87,390  | 16,770 |
| 愛知   | 144,250 | 28,450 |
| 三重   | 150,260 | 30,050 |
| 滋賀   | 174,460 | 33,680 |
| 京都   | 80,720  | 15,800 |
| 大阪   | 28,000  | 5,680  |
| 兵庫   | 193,010 | 38,300 |
| 奈良   | 43,630  | 8,500  |
| 和歌山  | 37,130  | 7,530  |
| 鳥取   | 72,360  | 14,080 |
| 島根   | 98,000  | 19,250 |

| 都道府県 | 生産数量目標  |        |
|------|---------|--------|
|      |         | 面積換算値  |
| 岡山   | 167,230 | 31,790 |
| 広島   | 138,090 | 26,400 |
| 山口   | 121,630 | 24,130 |
| 徳島   | 60,880  | 12,840 |
| 香川   | 76,490  | 15,330 |
| 愛媛   | 79,680  | 16,000 |
| 高知   | 52,070  | 11,340 |
| 福岡   | 197,350 | 39,550 |
| 佐賀   | 152,220 | 28,880 |
| 長崎   | 67,120  | 14,160 |
| 熊本   | 207,080 | 40,210 |
| 大分   | 126,910 | 25,230 |
| 宮崎   | 102,940 | 20,880 |
| 鹿児島  | 120,360 | 25,130 |
| 沖縄   | 3,210   | 1,040  |
| 全国計  | 813万トン  | 154万ha |

## ○ 都道府県から市町村への生産数量目標の配分時期

### ○ 22年産

| 都道府県への配分 | 11月27日 |
|----------|--------|
| 北海道      | 12月21日 |
| 青森県      | 12月11日 |
| 岩手県      | 12月17日 |
| 宮城県      | 12月22日 |
| 秋田県      | 1月18日  |
| 山形県      | 12月24日 |
| 福島県      | 1月15日  |
| 茨城県      | 12月21日 |
| 栃木県      | 12月18日 |
| 群馬県      | 12月25日 |
| 埼玉県      | 12月24日 |
| 千葉県      | 1月14日  |
| 東京都      |        |
| 神奈川県     | 12月25日 |
| 新潟県      | 12月28日 |

|      |              |
|------|--------------|
| 富山県  | 12月16日       |
| 石川県  | 12月15日       |
| 福井県  | 12月22日       |
| 山梨県  | 12月22日       |
| 長野県  | 12月21日～1月14日 |
| 岐阜県  | 12月18日       |
| 静岡県  | 1月18日        |
| 愛知県  | 12月17日       |
| 三重県  | 12月22日       |
| 滋賀県  | 12月24日       |
| 京都府  | 12月24日       |
| 大阪府  | 1月26日        |
| 兵庫県  | 1月15日        |
| 奈良県  | 2月1日         |
| 和歌山県 | 1月4日         |
| 鳥取県  | 12月18日       |

|      |        |
|------|--------|
| 島根県  | 12月22日 |
| 岡山県  | 12月22日 |
| 広島県  | 12月21日 |
| 山口県  | 12月10日 |
| 徳島県  | 12月24日 |
| 香川県  | 12月24日 |
| 愛媛県  | 12月24日 |
| 高知県  | 12月24日 |
| 福岡県  | 12月22日 |
| 佐賀県  | 12月21日 |
| 長崎県  | 12月24日 |
| 熊本県  | 12月18日 |
| 大分県  | 12月25日 |
| 宮崎県  | 12月11日 |
| 鹿児島県 | 12月21日 |
| 沖縄県  | 12月29日 |

# ○ 市町村段階における22年産米生産数量目標等の配分ルールの特計状況(3月24日現在)

| 都道府県名 | 市町村数(※)<br>① | 地域協議会数<br>(※)<br>② | 22年配分ル<br>ールが決定され<br>た協議会数<br>③ | ③/②    |
|-------|--------------|--------------------|---------------------------------|--------|
| 北海道   | 112          | 122                | 75                              | 61.5%  |
| 青森県   | 40           | 45                 | 42                              | 93.3%  |
| 岩手県   | 34           | 32                 | 32                              | 100.0% |
| 宮城県   | 35           | 48                 | 47                              | 97.9%  |
| 秋田県   | 25           | 26                 | 26                              | 100.0% |
| 山形県   | 35           | 40                 | 40                              | 100.0% |
| 福島県   | 58           | 39                 | 39                              | 100.0% |
| 茨城県   | 44           | 53                 | 53                              | 100.0% |
| 栃木県   | 30           | 30                 | 30                              | 100.0% |
| 群馬県   | 32           | 38                 | 30                              | 78.9%  |
| 埼玉県   | 64           | 59                 | 46                              | 78.0%  |
| 千葉県   | 54           | 49                 | 47                              | 95.9%  |
| 東京都   |              |                    |                                 |        |
| 神奈川県  | 30           | 9                  | 4                               | 44.4%  |
| 新潟県   | 30           | 46                 | 46                              | 100.0% |
| 富山県   | 15           | 18                 | 16                              | 88.9%  |
| 石川県   | 19           | 16                 | 16                              | 100.0% |
| 福井県   | 17           | 17                 | 17                              | 100.0% |
| 山梨県   | 25           | 27                 | 24                              | 88.9%  |
| 長野県   | 77           | 72                 | 59                              | 81.9%  |
| 岐阜県   | 42           | 27                 | 26                              | 96.3%  |
| 静岡県   | 36           | 27                 | 18                              | 66.7%  |
| 愛知県   | 59           | 42                 | 35                              | 83.3%  |
| 三重県   | 29           | 43                 | 42                              | 97.7%  |

| 都道府県名 | 市町村数(※)<br>① | 地域協議会数<br>(※)<br>② | 22年配分ル<br>ールが決定され<br>た協議会数<br>③ | ③/②    |
|-------|--------------|--------------------|---------------------------------|--------|
| 滋賀県   | 20           | 36                 | 36                              | 100.0% |
| 京都府   | 26           | 27                 | 23                              | 85.2%  |
| 大阪府   | 43           | 42                 | 19                              | 45.2%  |
| 兵庫県   | 41           | 47                 | 47                              | 100.0% |
| 奈良県   | 37           | 37                 | 12                              | 32.4%  |
| 和歌山県  | 30           | 19                 | 5                               | 26.3%  |
| 鳥取県   | 19           | 20                 | 19                              | 95.0%  |
| 島根県   | 20           | 13                 | 13                              | 100.0% |
| 岡山県   | 27           | 37                 | 35                              | 94.6%  |
| 広島県   | 23           | 30                 | 24                              | 80.0%  |
| 山口県   | 19           | 11                 | 11                              | 100.0% |
| 徳島県   | 24           | 25                 | 24                              | 96.0%  |
| 香川県   | 17           | 16                 | 13                              | 81.3%  |
| 愛媛県   | 19           | 22                 | 13                              | 59.1%  |
| 高知県   | 34           | 21                 | 16                              | 76.2%  |
| 福岡県   | 60           | 78                 | 76                              | 97.4%  |
| 佐賀県   | 20           | 30                 | 22                              | 73.3%  |
| 長崎県   | 23           | 25                 | 14                              | 56.0%  |
| 熊本県   | 47           | 42                 | 37                              | 88.1%  |
| 大分県   | 17           | 16                 | 12                              | 75.0%  |
| 宮崎県   | 28           | 17                 | 14                              | 82.4%  |
| 鹿児島県  | 40           | 38                 | 32                              | 84.2%  |
| 沖縄県   | 13           | 1                  | 1                               | 100.0% |
| 合 計   | 1,589        | 1,575              | 1,328                           | 84.3%  |

※配分を受けていない市町村数及び地域協議会数については計上していない。

(2) 21年産米の政府買入結果等について

○ 平成21年産国内産米穀の政府買入に係る一般競争入札の結果

○ 第1回入札から第4回入札までの入札状況(買入予定数量160,000トン)

単位:業者、トン

|                    | 提示数量    | 申込者数 | 申込数量   | 落札者数 | 落札数量   |
|--------------------|---------|------|--------|------|--------|
| 第1回<br>(H21.12.18) | 160,000 | 42   | 80,909 | 0    | 0      |
| 第2回<br>(H22.1.15)  | 160,000 | 48   | 69,154 | 15   | 39,616 |
| 第3回<br>(H22.2.4)   | 120,384 | 26   | 64,038 | 22   | 62,973 |
| 第4回<br>(H22.2.25)  | 57,411  | 12   | 65,361 | 5    | 57,411 |

○ 第1回から第4回までの入札結果

買入予定数量            160,000 トン

落札数量                160,000 トン

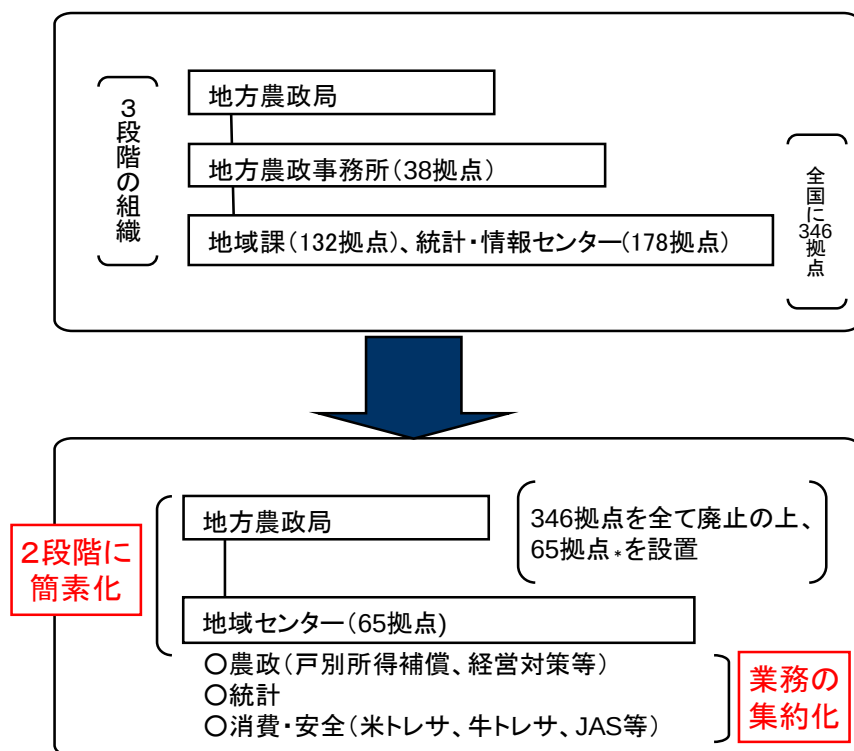


### (3) 組織変更と米麦の売買・管理に関する業務の見直しについて

## 平成22年度の農林水産省組織改革の概要 ①

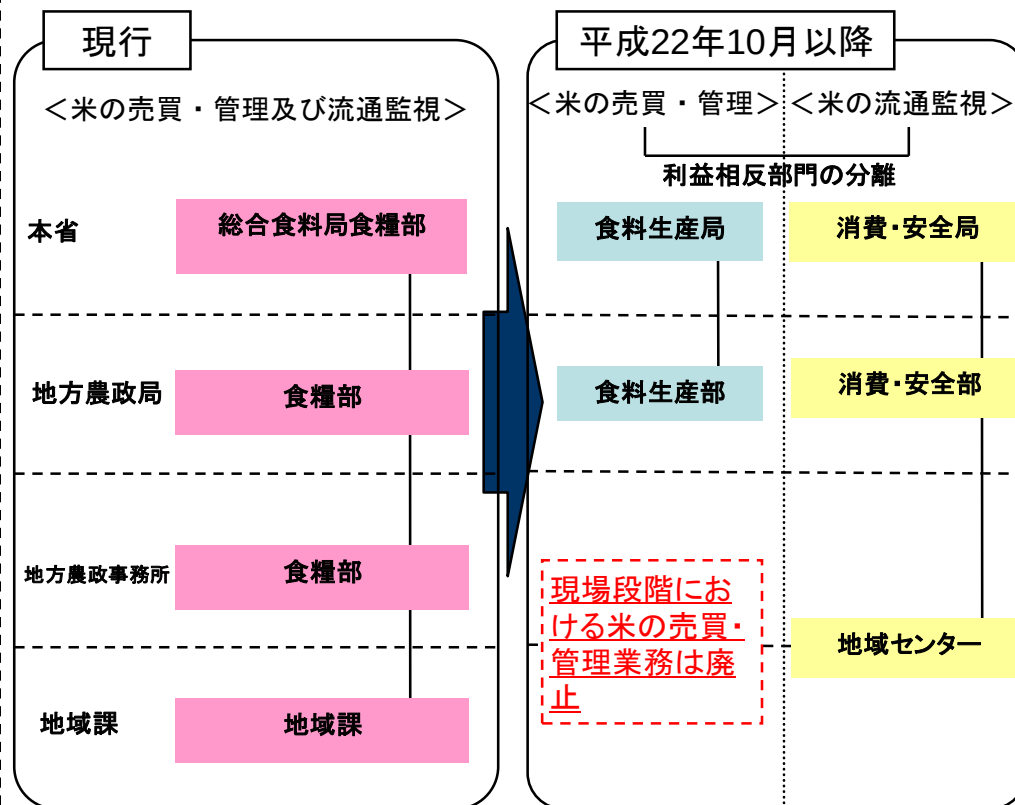
- 農林水産省は、地方支分部局について、戸別所得補償制度関連業務や食品安全管理業務(米トレサ業務)などの行政需要に的確に対応するため、抜本的な組織改革を実施(平成22年10月予定)
- 具体的には、全国346箇所の地方農政事務所、地域課等を廃止し、全国65箇所の地域センターに再編
- 地域センター(地方の現場段階)においては、米の売買・管理業務を行わず、当該業務は全面的(包括的)な民間委託化へ移行

#### 地方における組織再編の概要



\* なお、このほか38駐在所を設置

#### 現場段階における米の売買・管理業務の廃止



## 平成22年度の農林水産省組織改革の概要 ②

来年度の組織の見直しに併せて、米麦の売買・管理に関する業務のあり方について、以下のとおり見直し。

### 1 主要食糧行政に関する組織・定員の見直し

(1) 米麦の売買・管理業務を大幅にスリム化・民間委託化(▲700人程度)する一方、その要員は、米トレサ業務の実施(1,100人程度)や戸別所得補償の統計データの整備(150人程度)に活用。

併せて、組織についても、

- ・ 本省組織については、主要食糧業務を食料生産局(米麦の売買・管理等)と消費・安全局(米トレサ業務等)に分離し、食糧部は廃止
- ・ 地方組織については、地方農政事務所を廃止し、新たな現場の出先機関(地域センター)では、米麦の売買・管理業務は実施しないとする見直しを実施。

(2) これにより、米麦の売買・管理業務については、本省において引き続き企画・立案を実施する一方、地方段階においては、地方農政局において一部の業務(指導・監督)を継続実施するほかは、現業業務を、以下のとおり原則としてすべて民間に委託。

### 2 米の販売・保管・運送業務の包括的な民間委託

米穀の販売等の経験がある複数の民間事業体を競争により選定し、従来個別に民間委託していた販売、保管、運送等の一連の業務を包括的に委託。

本省が民間委託に関する基本的な方針(年間販売数量等)を定め、地方農政局が委託の実施状況を指導・監督。

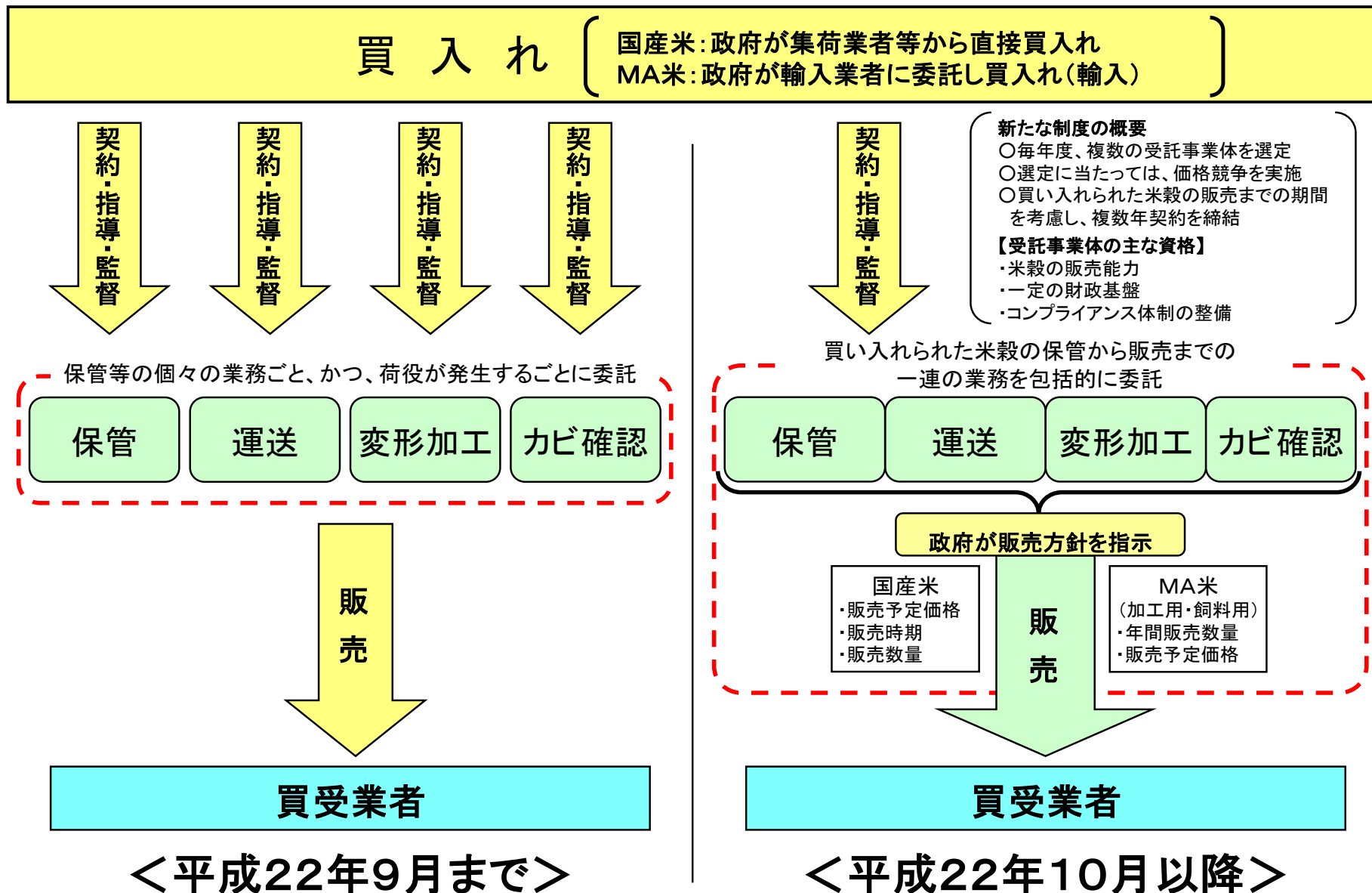
これに伴い、政府所有米穀の約6%(約11万トン)を保管している政府倉庫(全国9倉庫)についても、既に管理・運営の大部分を民間に委託していることに加え、コスト面も考慮し、廃止。

### 3 輸入麦の売渡しに関する即時売買方式の導入

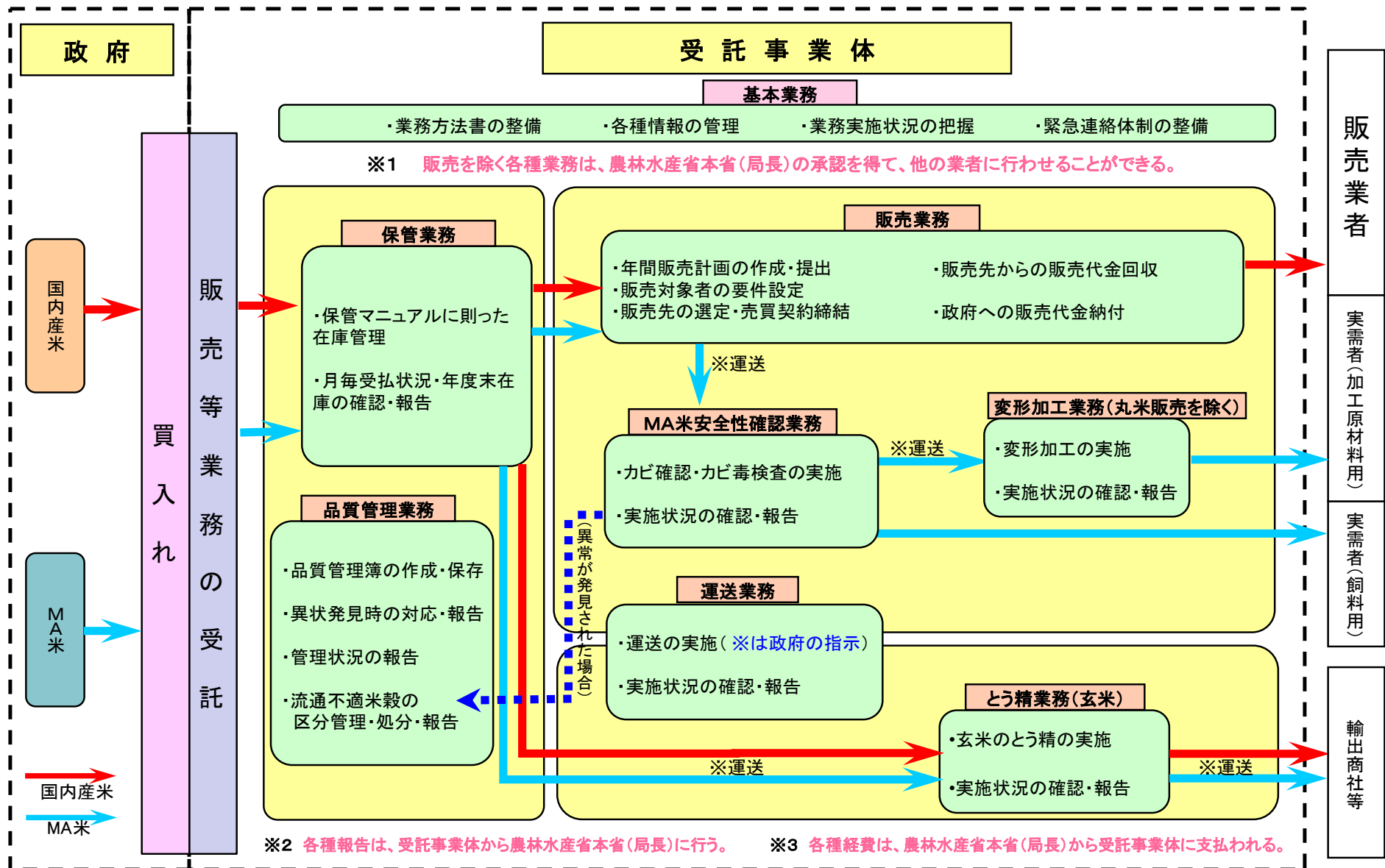
国家貿易による輸入麦の売渡し等について、国が一定期間保有する備蓄方式を変更し、輸入された小麦を直ちに販売し、製粉企業に一定期間備蓄させる方式(即時売買方式)を導入。本省は民間備蓄に関する計画を定めるとともに、製粉企業に対して備蓄に係る経費を助成。



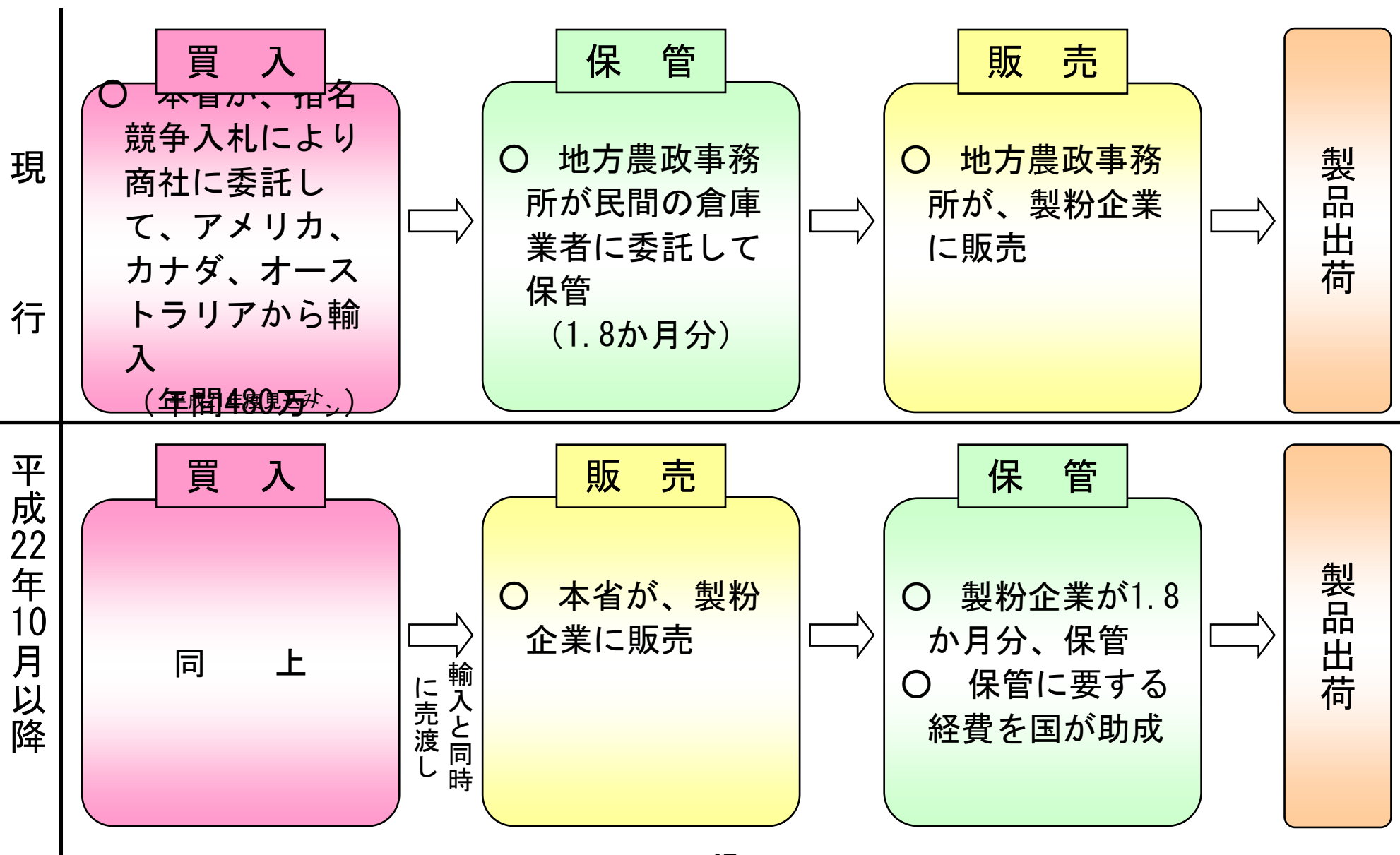
# 平成22年度における政府所有米穀の売買・管理業務の変更について



# 受託事業体が行う政府所有米穀の販売等業務の概要



## 輸入麦の売渡しに関する即時販売方式の導入





#### (4) 備蓄について

### ○ 備蓄運営の現状

#### 備蓄運営の現状

##### ○ 備蓄運営方式：回転方式

（ 財政負担軽減の観点から回転方式としたが、需給緩和時に販売抑制を求められるなど、必ずしも原則どおりの備蓄運営が行えず、結果として飼料処理等による追加的な財政負担が生じる等の課題が存在。

##### ○ 備蓄水準

： 国産米100万トン程度を適正水準として設定。  
（MA米を含まない。）

（ 現在の政府所有米穀の在庫水準

国産米：約100万トン（21年産米の買入を含む）

MA米：約95万トン（21年10月末現在）

#### 備蓄運営方式の考え方

棚上方式→ 買入れた米穀を一定期間保管後、飼料用等の主食用以外の用途に供給

回転方式→ 買入れた米穀を一定期間保管後、主食用に供給

## ○ 国会における備蓄運営に対する議論のポイント

### ○ 平成22年2月9日（火）衆議院予算委員会

宮腰光寛議員（自民）からの質問

- ・ 米の所得補償を実施することにより米が余り、さらに民主党のマニフェストで謳っている300万トンの棚上備蓄をすれば、大量に政府在庫があることで米価が下がるとの指摘

（大臣）我々が政権を担い、三党連立の中で備蓄として必要な数量を考える中で、WTO関連の70万トンプラス、年間、独自に持つ備蓄米としては100万トンを合わせた170万トンぐらいを持つことが現時点では適当ではないか。また、備蓄方式は、回転ではなく棚上げにすることを基本とする考え方である。

### ○ 平成22年2月23日（火）衆議院予算委員会

石田祝稔議員（公明）からの質問

- ・ 回転備蓄から棚上備蓄にすること。そして、備蓄水準について、現在の100万トンプラスMA米70万トンを想定した答弁があったことに対して確認したい。

（大臣）民間の保有している米が200万トンぐらいあることから、直接備蓄米として持つ分は100万トンぐらいで、プラスMA米77万トンあるので、それぐらいでいいのではないかというのが私の考え方。

備蓄方式については、この数年、米がだぶついている状況で政府米を市場に出せば米価下落を招くことから出すに出せない状況にあり、回転方式をやめ、主食の市場ではなく飼料用等へ回すことにより米価に影響を与えないという考え方でいきたい。

- ・ 民主党政策集による300万トンの約束が177万トンとなることの整理についての指摘

（大臣）備蓄は、価格維持のためのものではなく、緊急対策用のものであり、備蓄水準については、財政問題を考えても出来るだけ負担が少ない方が良く、その時々状況に応じて柔軟に考える必要。

今の段階では、特に米がたくさん必要となる状況でもないことから、備蓄米としては国産米100万トン程度が適当と考えており、プラス国際約束によるMA米77万トンはきちっと購入する。また民間在庫が200万トン程度保有されている状況や回転から棚上げに変えることによる財政負担も考慮すれば、百何十万トンも余分に買い入れということではないであろうとの考え。

なお、備蓄については、民主党マニフェストや三党合意の中に記されておらず、縛られる案件ではない。

### ○ 平成22年3月5日（金）参議院予算委員会

紙智子議員（共産）からの質問

- ・ 現在、米価が下落している状況にあることから米価対策を行うべきではないかとの指摘

（大臣）米価の下支えのために政府買入れを行い、300万トン備蓄とした場合には、1,500億円の財政負担が必要であり、今、300万トンに積み上げることが本当に国民の理解を得られるか考えてほしい。

- ・ 価格の下支えという点では、民主党マニフェスト（実際にはインデックス）に書かれている棚上備蓄への転換と300万トン備蓄体制の確立は重要であることから、この棚上方式の仕組みについて、今の仕組みとの違いを質問

（大臣）今までの回転備蓄は、毎年一定量の米を購入し、古くなったものから順次、食用米として市場に出す仕組み。

この数年間、米がだぶつく状況が続いており、米価下落を招くこととなることから政府米を売るに売れない状況となり、抱えた米を処分することによる大きな財政負担が生じてきた。

このため、回転備蓄ではなく棚上方式として主食用需給に影響を与えないよう加工米や飼料米に販売することとしたい。

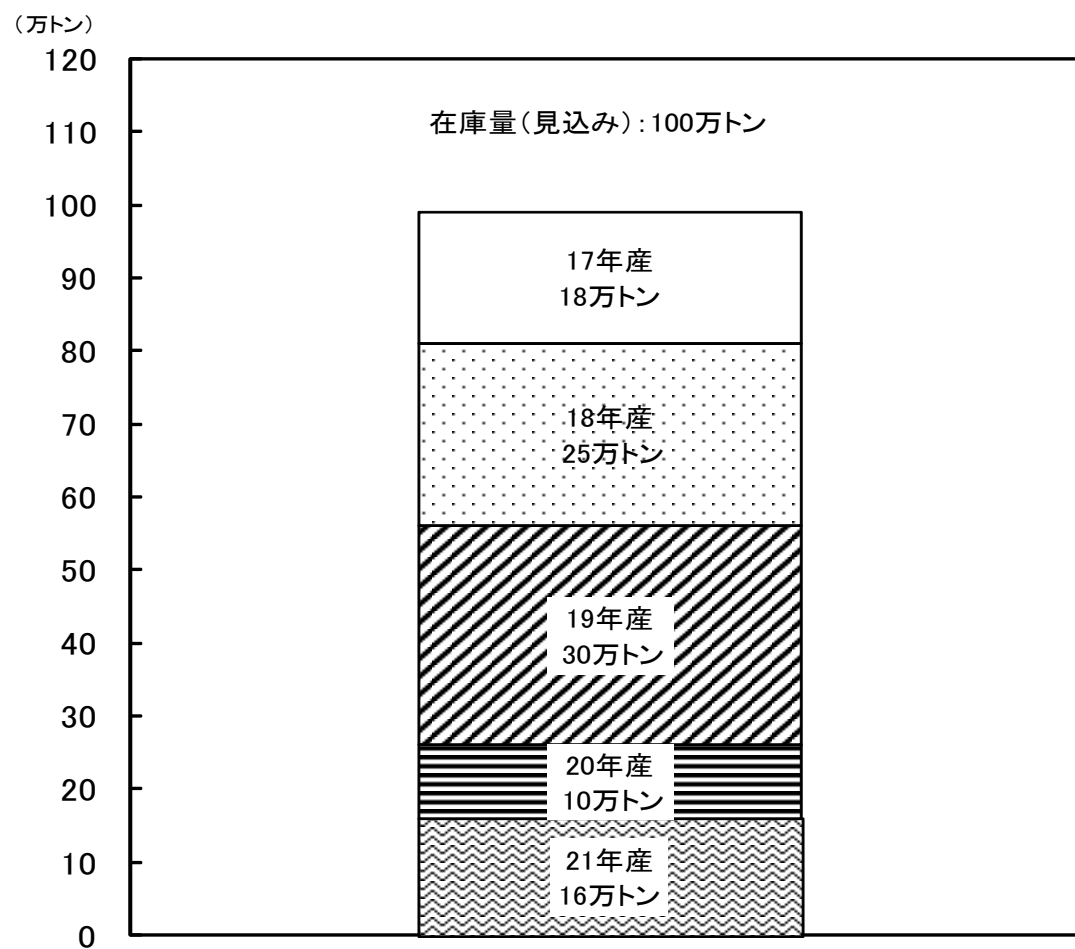
その場合、これまで300万トンも必要となった状況はなく、過去1度緊急輸入米として240万トンぐらい輸入したが、そのときでも240万トンを使い切っていないことから、現在の備蓄100万トンとMA米77万トンがあれば十分ではないかとの考え。

- ・ 棚上方式への転換は賛成であり、棚上方式とするのかとの確認

（大臣）その方式しかないと確信。ただし、水準については必要最小限の範囲とする考え。

（総理）棚上方式にいたします。

## ○ 政府所有米穀(国内産)の在庫状況(平成22年3月末見込)



資料: 農林水産省調べ

注1: うるち玄米の数量である。

注2: 在庫量と内訳の差は16年以前産1万トンである。

## ○ 最近における政府備蓄米の販売状況

(単位:千トン)

|        | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 計   |
|--------|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 18/19年 | 36 | 23 | 13 | 14  | 22  | 30  | 28 | 26 | 19 | 14 | 11 | 12 | 248 |
| 19/20年 | 17 | 24 | 20 | 21  | 20  | 7   | 0  | 1  | 0  | 1  | 0  | 6  | 117 |
| 20/21年 | 26 | 34 | 15 | 14  | 16  | 17  | 13 | 13 | 13 | 14 | 10 | 11 | 196 |
| 21/22年 | 6  | 4  | 4  | 3   | 3   | 2   | 1  | 2  |    |    |    |    | 25  |

注 1 : 期間については、21/22年であれば、平成21年7月～22年6月である。

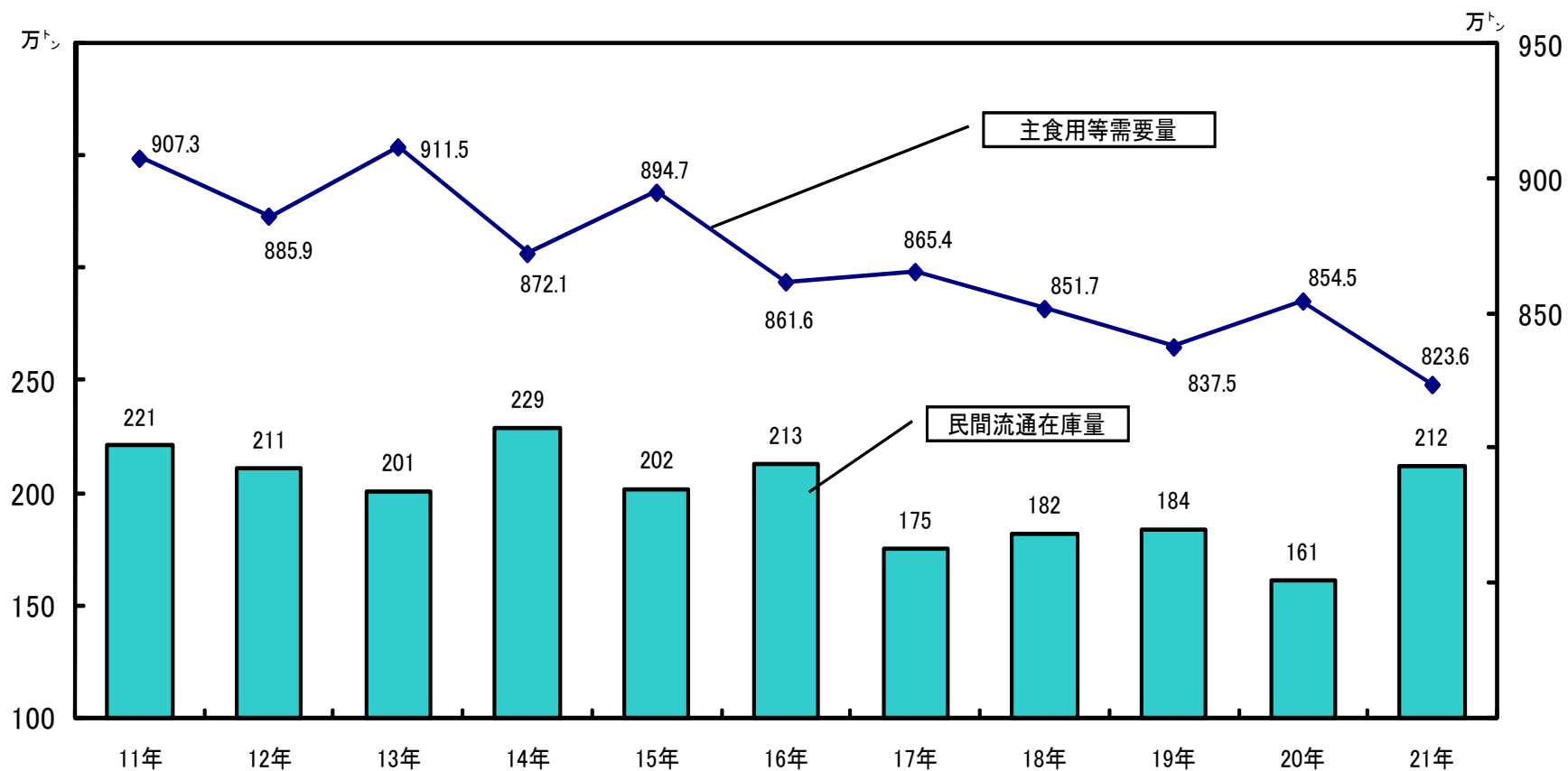
2 : 販売数量は実際に卸売業者等が引き取った実績であり、契約数量とは異なる。

3 : 19/20年の11月・12月については緊急対策による販売停止以前に契約された分の引取数量であり、

1～5月については矯正施設向けに販売し、引き取られた数量である。



## ○ 需要実績及び民間在庫の推移



(注1) 主食用等需要量は前年7月から当年6月までの需要実績である。

(注2) 民間流通在庫量は当年6月末現在の数値である。

# ○ 備蓄運営研究会報告(平成13年12月)における米の備蓄水準

平成13年12月  
備蓄運営研究会報告

## 米の備蓄水準

米の備蓄については、米が潜在的に供給過剰であり、生産調整を実施している状況にあるという我が国の実情を踏まえれば、需給ひっ迫時に生産が回復するまでの供給を円滑に行う機能を中核的な機能として考えることが適当。

このため、米の備蓄水準については、いくつかの事態を想定して、100万トン程度が必要。

### 1 10年に1度の不作(作況92)に備えるための数量

93～108万トン

#### 試算の前提

$$\begin{aligned} \text{年間供給必要量} &= \text{研究会開催会当時の年間需要量} - \text{減耗・もち等需要量} \\ 855\text{万トン} &= 900\text{万トン} - 45\text{万トン} \\ \text{作況92の場合の生産量} &= 855\text{万トン} \times 0.92 \end{aligned}$$

#### 試算

|                 |                                        |
|-----------------|----------------------------------------|
| 当年産の生産不足分       | (855万トン-787万トン)<br>68万トン               |
| 流通在庫の増大         | (過去の不作時の流通在庫の増加傾向等を踏まえて設定)<br>15～30万トン |
| 7～8月に必要な政府米の供給量 | (年間政府米販売数量50万トンのおおむね2ヶ月分)<br>10万トン     |
| 備蓄による供給必要量計     | 93～108万トン                              |

### 2 通常時の不作(作況94)が2年続いた場合に必要な数量 (統計的には30～40年に1度の割合で起こり得る事態)

79～94万トン

#### 試算の前提

$$\begin{aligned} \text{2年間の供給必要量} &= 1710\text{万トン} = 855\text{万トン} \times 2\text{ヶ年} \\ \text{作況94の場合の1年目の生産量} &= 804\text{万トン} = 855\text{万トン} \times 0.94 \\ \text{作況94の場合の2年目の生産量(1年目の生産不足分の生産調整規模を緩和)} &= 852\text{万トン} = (855 + (855 - 804))\text{万トン} \times 0.94 \\ \text{作況94の場合の2年間の生産量} &= 1656\text{万トン} = 804\text{万トン} + 852\text{万トン} \end{aligned}$$

#### 試算

|                 |                                        |
|-----------------|----------------------------------------|
| 2年間の生産不足分       | (1710万トン-1656万トン)<br>54万トン             |
| 流通在庫の増大         | (過去の不作時の流通在庫の増加傾向等を踏まえて設定)<br>15～30万トン |
| 7～8月に必要な政府米の供給量 | (年間政府米販売数量50万トンのおおむね2ヶ月分)<br>10万トン     |
| 備蓄による供給必要量計     | 79～94万トン                               |

## ○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)(備蓄関連部分抜粋)

(主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針)

第二条 政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

2・3 (略)

(定義)

第三条 この法律において「主要食糧」とは、米穀、麦（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）その他政令で定める食糧（これらを加工し、又は調製したものであって政令で定めるものを含む。）をいう。

2 この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

3 (略)

第四条 農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

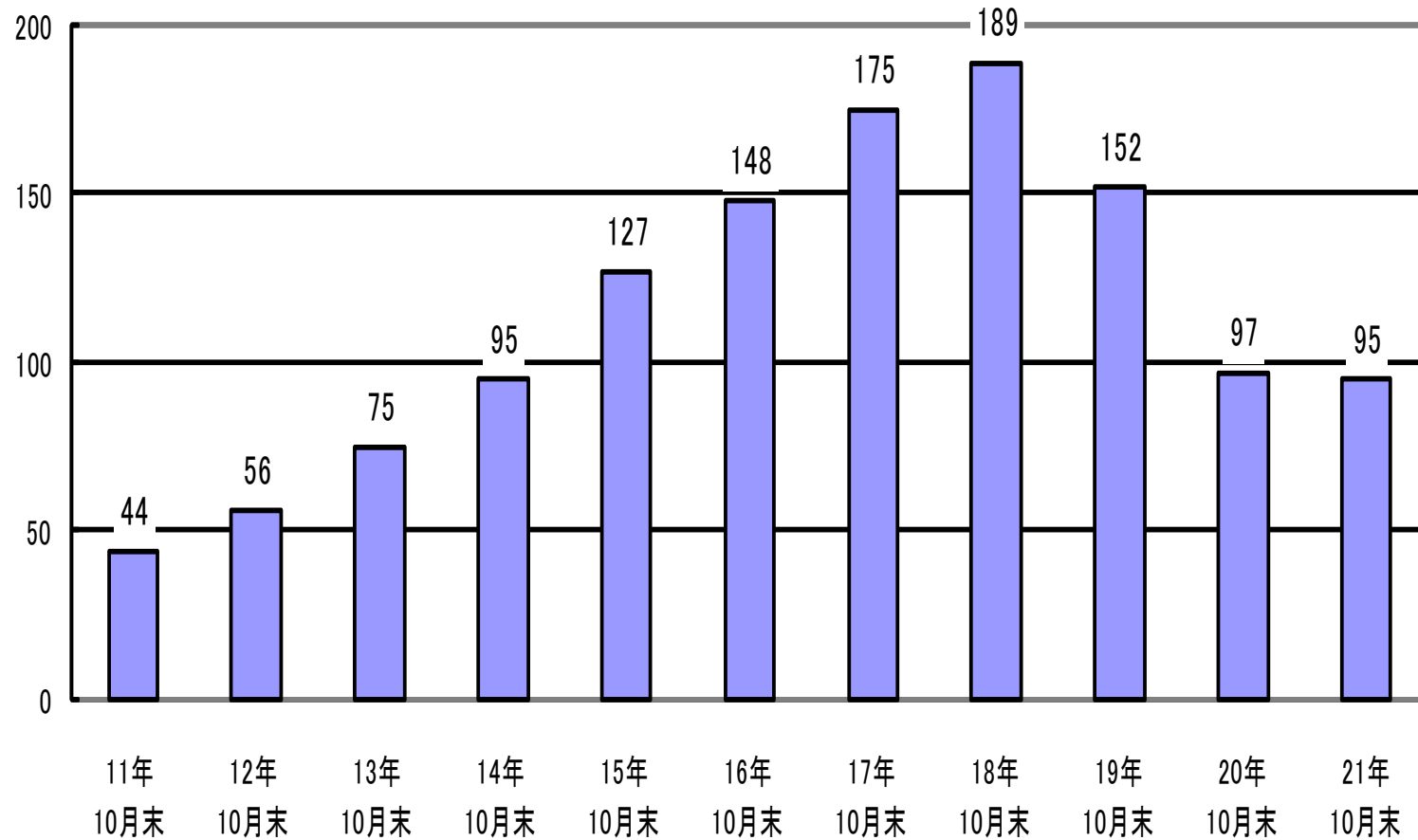
- 一 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針
- 二 米穀の需給の見通しに関する事項
- 三 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項
- 四 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項
- 五 その他米穀の需給及び価格の安定に関する重要事項

(米穀の政府買入れ及び政府売渡し)

第二十九条 政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、農林水産省令で定める手続に従い、基本指針に即して、国内産米穀の買入れを行い、及び第四十七条第二項に規定する届出事業者その他農林水産省令で定める者（以下「買受資格者」という。）に対し当該米穀の売渡しを行うものとする。

## ○ MA米の政府在庫の推移

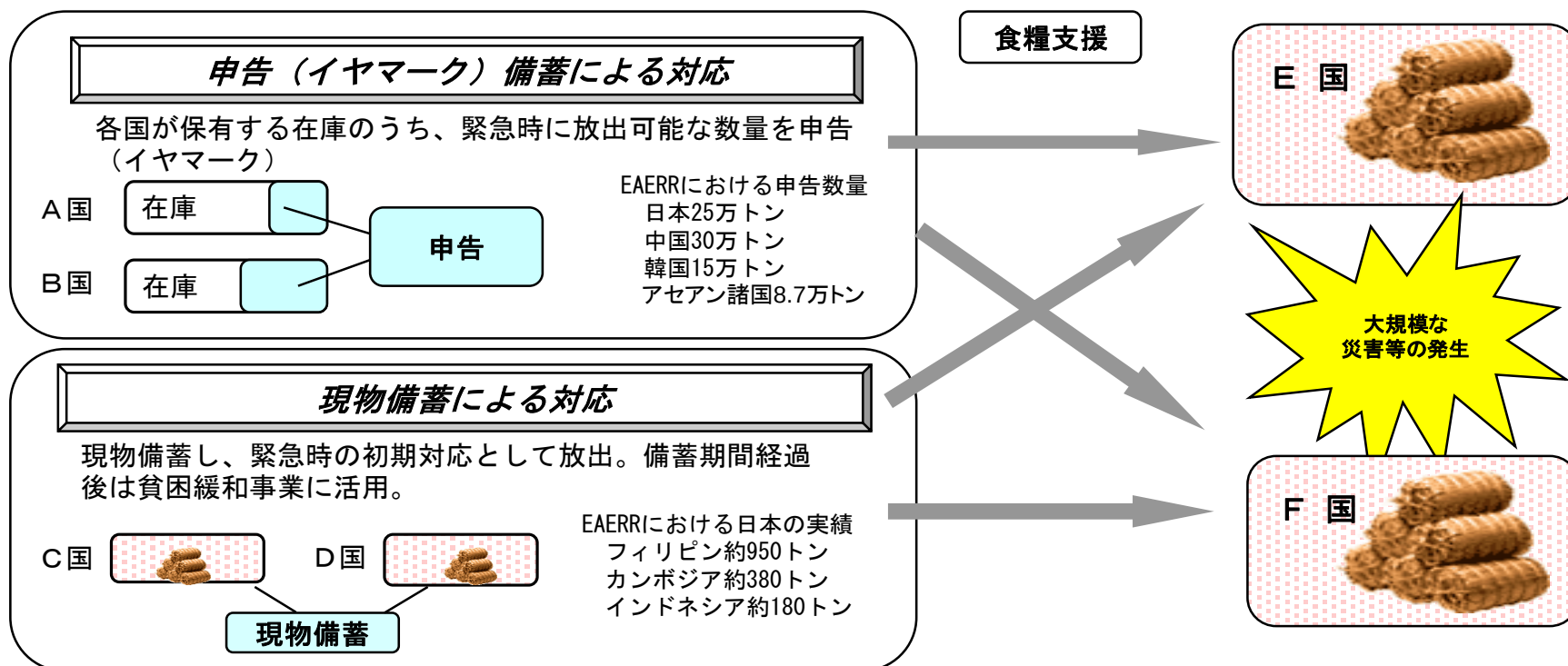
(万玄米<sup>ト</sup>)



## (5) ASEAN+3緊急米備蓄(APTERR)について

### ○ ASEAN+3緊急米備蓄(APTERR)

- ・ 東アジア地域（ASEAN10カ国、日本、中国、韓国）における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とし、大規模災害等の緊急時に備えるもの。
- ・ 2002年10月のASEAN+3農林大臣会合における決定を受けて、2004年から「東アジア緊急米備蓄（EAERR）パイロット・プロジェクト」として事業開始。
- ・ 2009年11月のASEAN+3農林大臣会合で「恒久的なメカニズムであるASEAN+3緊急米備蓄（APTERR）に移行させる作業を行い、早期に実現させること」に合意。
- ・ EAERRパイロット・プロジェクトは2010年2月で終了し、現在はAPTERRの準備段階として、本年秋に予定されている協定への署名に向けて関係国間で調整を行っているところ。



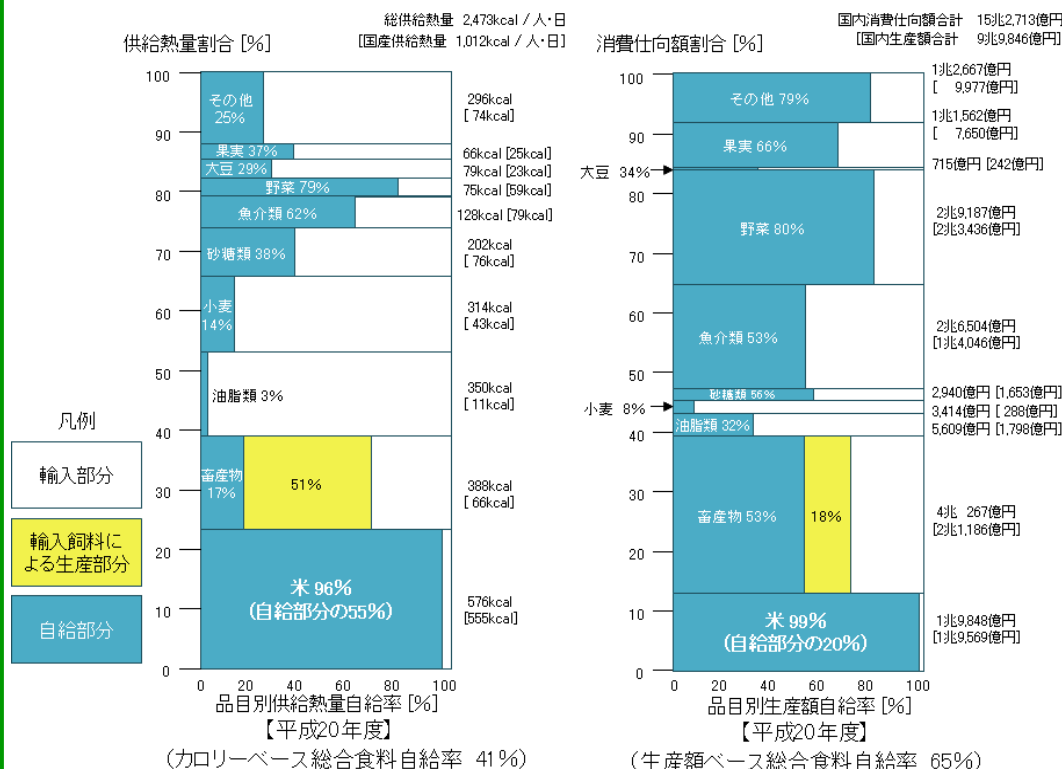


## (6) ミニマム・アクセス米の状況について

### 1. 我が国におけるコメ

- コメの国内生産(稲作と水田)は、我が国の食料安全保障、食生活、農業・農村、国土・環境などに不可欠の存在。日本人の歴史・文化とも密接な関係。
- 一方、日本のコメ消費量が減少する中で、コメの需給調整を実施。

#### ○ 我が国の食料自給率(平成20年度)



農産物市場の開放と食料の輸入依存が進む中で、コメの100%近い自給は、先進国の中で最低レベルである我が国の食料自給率を支える、食料安全保障の要。(国産供給熱量(カロリー)の55%、国内生産額の20%がコメ。)

#### ○ 我が国におけるコメの重要性

##### ・ 国民の主食であり、食文化の基礎

〔国産米は品質も高く、日本人の嗜好に最適。ご飯、おむすび、寿司などの他、もち、和菓子(例、団子、白玉)、米菓(例、せんべい、あられ)、日本酒などの原材料。祝事や年中行事には赤飯、鏡餅、柏餅など。〕

##### ・ 農業生産・農村経済の中核

〔農業生産額の2割がコメ。全耕作地の半分以上が水田。全販売農家の8割が稲作。〕

##### ・ 稲作や水田の有する多面的機能

〔国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料などの供給の機能以外の多面にわたる機能のこと(食料・農業・農村基本法第3条)。〕

##### ・ 日本人の歴史や文化と密接な関係

〔稲作の始まりにより社会(ムラ)・国家(クニ)が成立。江戸時代の各藩はコメの生産量で表され(石高制)、税もコメ(年貢)。豊作への感謝と祈りが、祭りの起源。稲作での共同作業は、日本の組織文化の基礎。〕

#### ○ 我が国におけるコメ需給の変化

- ・ 一人当たり年間コメ消費量(精米):  
118kg(S37(ピーク時)) → 59kg(H20)
- ・ コメの需要量(国内消費仕向量)(玄米):  
1,341万トン(S38(ピーク時)) → 888万トン(H20)
- ・ 国産米の生産量(玄米):  
1,445万トン(S42(ピーク時)) → 882万トン(H20)

## 2. コメの内外価格差

- 我が国と輸出国の間には、国土条件の制約などにより、国内生産者の努力だけでは埋めることのできない農業生産性の格差が存在。
- 適切な国境措置がなければ、低価格の外国産米が大量に国内に流入。コメの需給・価格に甚大な影響を与え、国産米の生産に壊滅的打撃。

### ○ 農業経営規模(国際比較)

[農家の経営規模(他の先進国との比較)]

|                              | 日本<br>(2007年) | 米国<br>(2006年)  | EU (25)<br>(2005年) |              |              | 豪州<br>(2005年) |                    |
|------------------------------|---------------|----------------|--------------------|--------------|--------------|---------------|--------------------|
|                              |               |                |                    | ドイツ          | フランス         | イギリス          |                    |
| 農家一戸<br>当たりの<br>農地面積<br>(ha) | 1.8<br>(1)    | 180.5<br>(100) | 16.9<br>(9)        | 43.7<br>(24) | 52.3<br>(29) | 55.4<br>(31)  | 3,407.9<br>(1,893) |

資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業構造動態調査」  
 USDA(米国農務省)「2007 Agricultural Statistics」  
 EU「Agriculture in the European Union Statistical and Economic Information 2006」  
 豪州「Australian Commodity Statistics 2006」

注1: ( )内は日本に対する倍率である。

注2: 農家一戸当たりの農地面積(日本)は、販売農家1戸当たりの経営耕地面積である。

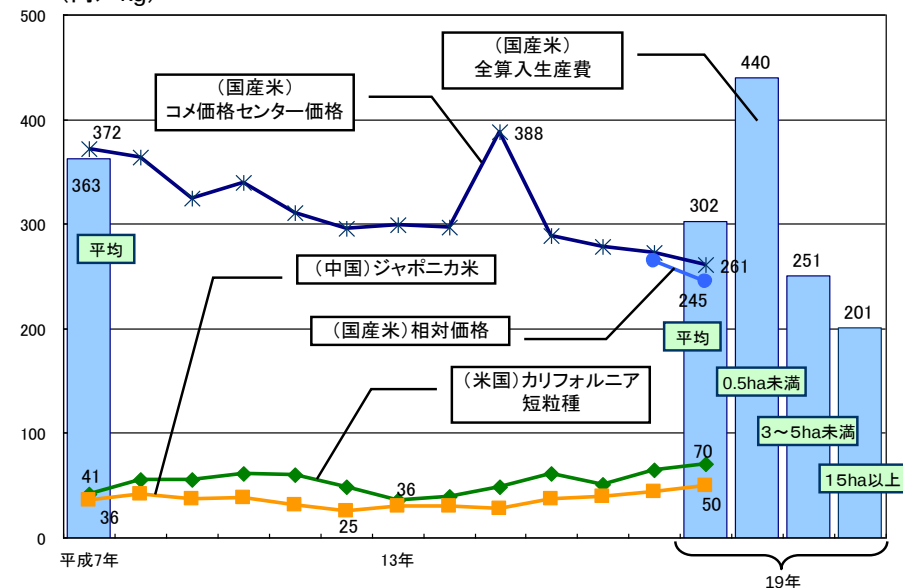
[コメ農家の経営規模(米国・中国のコメ産地との比較)]

- ・ 日本(コメ農家(販売農家)の平均): 約0.9ha(1)
- ・ 米国(カリフォルニア州のコメ農家の平均): 約160ha(178)
- ・ 中国(黒龍江省のコメ農家(国营農場所属)の平均): 10ha程度(11)(※300haを超える農家もある)

資料: 日本は「2005農業センサス」、米国は「2007農業センサス」(USDA)、中国は民間研究報告より  
 注: ( )内は日本に対する倍率である。

日本の農業経営規模に比べ、EUは約10倍、米国は約100倍、豪州は約2,000倍。コメ農家については、米国(カリフォルニア州)は約180倍、中国(黒龍江省)は約10倍。

### ○ 各国のコメの国内価格と我が国のコメの生産費(精米ベース) (円/kg)



注1: コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格を精米換算(とう精代等は含まない(以下同じ))したもの。(全銘柄加重平均価格)

注2: 相対価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格を精米換算したもの。(全銘柄加重平均価格)

注3: 全算入生産費は精米換算したもの。

注4: カリフォルニア短粒種(精米)は精米所出荷価格。(USDA)

注5: 中国ジャボニカ米(精米)は市場価格。(中国農業発展報告)

注6: 為替レートはIMF「International Financial Statistics Yearbook」

国産米の価格や生産費は低下したものの、輸出国と比べれば数倍の格差。



### 3. ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉

- 世界の貿易を拡大し、各国の経済を発展させる目的で、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉（1986～1993年）が行われた。農産物についても、貿易自由化のためのルールを議論。
- 我が国は、農業には食料安全保障をはじめ非貿易的関心事項があることを主張。しかしながら、最終的には、我が国全体としての経済的利益等を考慮し、ギリギリの決断として合意を受け入れ。

#### ○ ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の経緯

1986年 9月 ウルグアイ・ラウンド交渉開始

1990年12月 ブラッセル閣僚会議（当初の交渉期限）

1991年12月 ダンケル・ガット事務局長が合意案を提示  
（例外なき関税化とミニマム・アクセスの設定）

1992年11月 ブレアハウス合意（輸出補助金の扱い等について米・EUが妥協）

1993年 7月 東京サミット（交渉期限を同年末と設定）

1993年 12月8日 ドゥニ・市場アクセス交渉グループ議長が調整案を提示  
（関税化の特例措置とミニマム・アクセスの加重）

1993年12月14日未明 細川首相記者会見（ドゥニ調整案受け入れ）

1994年4月 マラケシュ閣僚会合（WTO設立協定、農業協定及び各国の譲許表を含むWTO協定全体を一括受託、各国閣僚により署名）

1995年1月 WTO協定発効

#### ○ 細川内閣総理大臣談話（平成5年12月14日）

本日私は、ガットのウルグアイ・ラウンド交渉全体が妥結するとの前提の下に、農業交渉の調整案を受け入れる決断をいたしました。これにより、コメ以外の農産物については、関税化することとなりますが、コメについては、関税化の特例が認められることとなります。

このような結果は、遺憾ながら我が国の主張のすべてが取り入れられていないわけではないものの、ウルグアイ・ラウンド交渉の成功、ひいては世界経済の発展及び自由貿易体制の維持強化によってもたらされる幅広い国民的利益という観点から、ぎりぎりの決断を下さざるを得なかったことについて、国民各層の御理解を得たいと存じます。

この結果、我が国農業は新たな国境措置の下において、内外ともに一段と厳しい環境に置かれることとなりますが、農家の方々に不安や動揺をきたさないためにも、万全の国内対策を講じてまいります。私は、我が国農業がこうした環境に耐え、その体質を一層強化し、魅力ある産業として確立されるとともに、農業の持つ国土・環境の維持や地域経済の安定といった多面的機能が十分に発揮されるよう、今後、最大限の努力を惜しまない決意であります。こうした考え方の下に、私を本部長とする関係閣僚による緊急農業農村対策本部を設置し、今後の農政の推進に全力を尽くす所存でありますので、国民各層の御理解・御協力を切にお願い申し上げます。

## 4. MA米の受け入れ

- ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、それまで輸入がほとんど行われていなかったコメについても、最低限の輸入機会(ミニマム・アクセス機会)の提供を行うこととなった(「ミニマム・アクセス米(MA米)」)。
- MA米を受け入れた際、政府として「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定。

### ○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意に基づくミニマム・アクセス

#### 1. 関税化とミニマム・アクセス

- ・ 原則として関税以外の国境措置を禁止し、全ての非関税措置は内外価格差により関税に転換(関税化)。
- ・ この場合、輸入実績がほとんどない品目については、国内消費量(1986-88)の一定割合の数量について、最低限の輸入機会(「ミニマム・アクセス機会」)を設定。  
(1年目(1995年):3%→6年目(2000年):5%)

#### 2. 関税化の特例措置とミニマム・アクセスの加重

- ・ 一定の条件を満たす品目については、ミニマム・アクセス数量を加重することを条件に、関税化しないことが認められる(関税化の特例措置)。  
(1年目(1995年):4%→6年目(2000年):8%)
- ・ この特例措置の2001年以降の継続のためには、代償(輸出国にとって「追加的かつ受入れ可能な譲許」)が必要。

〔 ※ 我が国は当初、コメについて関税化の特例措置を適用。  
1999年に関税化。 〕

### ○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解

#### ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う 農業施策に関する基本方針(抄)

平成5年12月17日  
閣 議 了 解

#### 1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。



## 6. MA米と国家貿易

- MA米については、国産米に極力悪影響を与えないようにするため、国が一元的に輸入して販売（「国家貿易」）。
- ミニマム・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、国家貿易を継続していけるよう、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入。

### ○ 国家貿易と民間貿易について

|           | 国家貿易                                                  | 民間貿易                                                  |
|-----------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| MA米の販売先   | 加工用・援助用・飼料用を中心に販売。<br>(SBS(売買同時契約)輸入方式については、民間業者の選択。) | 民間業者の選択。<br><br>(相当数量が主食用に販売される可能性あり。)                |
| 国内販売価格    | 輸入価格+マークアップ<br>(マークアップの上限は、現在292円/kg。)                | 輸入価格+枠内税率<br>(枠内税率の上限は、WTO農業交渉議長案(08年12月6日)では従価税10%。) |
| MA枠内の輸入数量 | 通常の場合は、全量輸入。                                          | 民間業者の選択。<br>(国産米と外国産米の価格差等から、結果的に全量輸入となる可能性。)         |

### ○ 平成6年の政府統一見解

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の法的性格に関する政府統一見解  
(平成6年5月27日衆議院予算委員会)

- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実には輸入される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

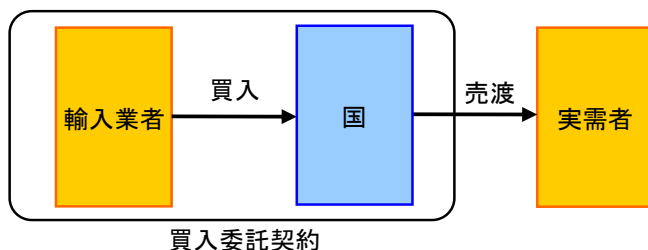
## 7. MA米輸入の仕組み

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者の直接取引を認めている（SBS輸入）。
- MA米の輸入の際に、安全性を確保するための検査を実施。

### ○ 国家貿易による輸入方式

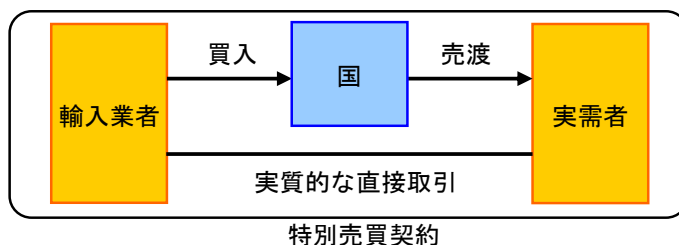
#### 【一般輸入方式】

- ① 輸入業者が国の入札に参加する。
- ② 国と輸入業者（落札業者）が買入委託契約を締結する。
- ③ 国が輸入業者から買い入れる。
- ④ その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡す。



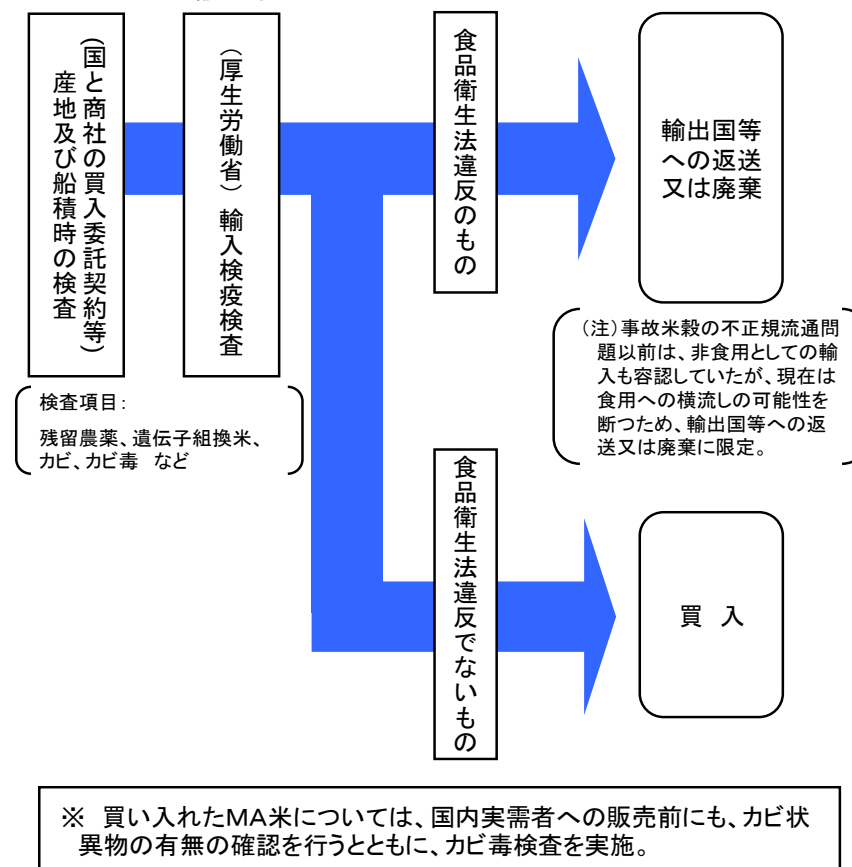
#### 【SBS (Simultaneous Buy and Sell: 売買同時契約) 輸入方式】

- ① 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加する。
- ② 国と輸入業者・実需者（落札ペア）の3者間で特別売買契約を締結する。
- ③ 国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に行う。



### ○ MA米の検査と買入れの流れ

<輸出国> <輸入時>



## 8. MA米の輸入状況

- MA米の主な輸入先国は、米国、タイ、中国など。
- 輸入価格は、国産米と比較すれば相当低い水準。

### ○ MA米の輸入数量(輸入先国別)

(単位: 万玄米トン)

|         | 平成7年度輸入 | 平成8年度輸入 | 平成9年度輸入 | 平成10年度輸入 | 平成11年度輸入 |
|---------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 米国      | 19      | 23      | 29      | 32       | 34       |
| タイ      | 11      | 14      | 15      | 15       | 16       |
| 中国      | 3       | 4       | 5       | 8        | 9        |
| オーストラリア | 9       | 9       | 9       | 11       | 11       |
| その他     | 1       | 1       | 2       | 2        | 2        |
| 合計      | 43      | 51      | 60      | 68       | 72       |

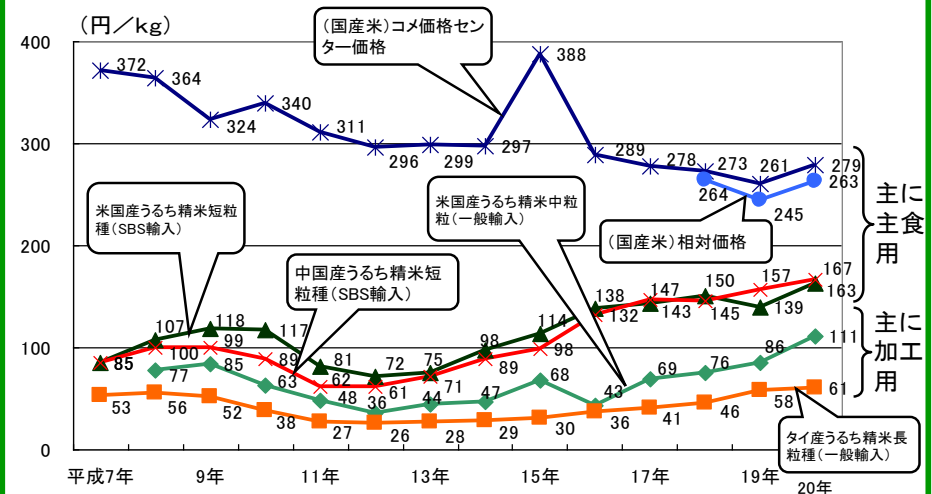
|         | 平成12年度輸入 | 平成13年度輸入 | 平成14年度輸入 | 平成15年度輸入 | 平成16年度輸入 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 米国      | 36       | 36       | 36       | 36       | 36       |
| タイ      | 17       | 15       | 15       | 15       | 19       |
| 中国      | 10       | 14       | 11       | 11       | 10       |
| オーストラリア | 12       | 11       | 10       | 9        | 2        |
| その他     | 2        | 1        | 5        | 5        | 10       |
| 合計      | 77       | 77       | 77       | 76       | 77       |

|         | 平成17年度輸入 | 平成18年度輸入 | 平成19年度輸入 | 平成20年度輸入 | 合計  |
|---------|----------|----------|----------|----------|-----|
| 米国      | 36       | 36       | 36       | 43       | 468 |
| タイ      | 19       | 18       | 25       | 27       | 241 |
| 中国      | 9        | 8        | 8        | 7        | 117 |
| オーストラリア | 2        | 5        | -        | -        | 100 |
| その他     | 11       | 10       | 1        | 0        | 53  |
| 合計      | 77       | 77       | 70       | 77       | 979 |

注: 各年度の輸入契約数量の推移。

(参考) MA米以外で、枠外税率を支払って輸入されるコメの数量は、毎年0.1～0.2千トン程度

### ○ MA米(主な種類)の輸入価格



注1: 一般輸入の価格は政府買入委託契約価格であり、港湾諸経費は含んでいない。(加重平均価格)

注2: SBS輸入の価格は政府買入価格であり、港湾諸経費を含む。(加重平均価格)

注3: コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格を精米換算したもの。(全銘柄加重平均価格)

注4: 相対価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格を精米換算したもの。(全銘柄加重平均価格)

※ 輸入価格は近年上昇傾向にあるが、過去の輸入価格、輸出国の国内価格等に鑑みれば、現在の水準が継続するとは限らない。



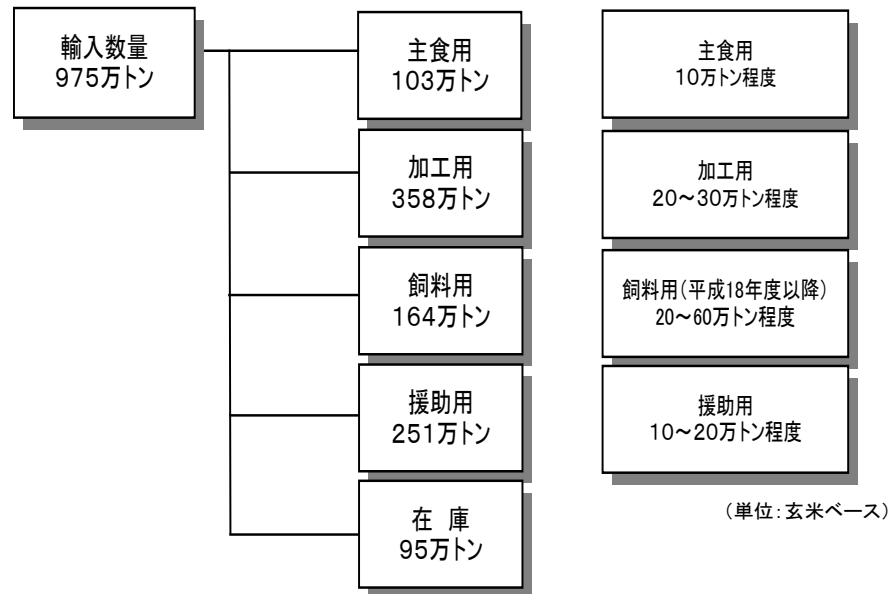
## 9. MA米の販売状況

- 国家貿易によって輸入したMA米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途（主として加工食品の原料用）を中心に販売。
- MA米に対する加工用等の需要は、その輸入数量ほど多くはないため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

### ○ MA米の販売状況（平成21年10月末現在）

平成7年4月～平成21年10月末の合計

最近における単年度の  
平均的販売数量



注1：「輸入数量」は、平成21年10月末時点の実績。また、食用不適品として処理した3万トン、バイオエタノール用へ販売した1万トンが含まれる。  
 注2：「主食用」は、主に外食産業などの業務用。  
 （※なお、MA米輸入開始以降、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米（合計191万トン）を、飼料用（72万トン）、援助用（119万トン）に活用。）  
 注3：「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。  
 注4：「在庫」は、平成21年10月末時点の数量。

### ○ MA米の販売状況（年度別）

（単位：万玄米トン）

| 販売先 | 8RY | 9RY | 10RY | 11RY | 12RY | 13RY | 14RY | 15RY | 16RY | 17RY | 18RY | 19RY | 20RY | 21RY | 合計  |
|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 主食用 | —   | 3   | 4    | 10   | 10   | 9    | 10   | 4    | 6    | 8    | 10   | 11   | 10   | 8    | 103 |
| 加工用 | 12  | 28  | 19   | 28   | 24   | 27   | 24   | 21   | 31   | 25   | 25   | 36   | 37   | 21   | 358 |
| 飼料用 | —   | —   | —    | —    | —    | —    | —    | —    | —    | —    | 15   | 58   | 66   | 25   | 164 |
| 援助用 | —   | 12  | 34   | 23   | 26   | 21   | 23   | 20   | 22   | 17   | 13   | 8    | 12   | 20   | 251 |
| 在庫  | 31  | 39  | 42   | 44   | 56   | 75   | 95   | 127  | 148  | 175  | 189  | 152  | 97   | 95   | —   |

注1：RY（米穀年度）とは前年11月から当年10月までの1年間である（例えば21RYであれば、平成20年11月から平成21年10月まで）。  
 注2：この他に、食用不適品として処理した3万トン、バイオエタノール用に販売した1万トンがある。

### ○ MA米の食糧援助への活用にあたっての留意点

- ・ 途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- ・ 財政負担が必要
- ・ 国際ルールとの整合性に留意：
  - ① 援助先へのコメ輸出国は、援助先への輸出減を懸念  
→ 援助するときは、国際機関等に連絡・協議する必要
  - ② MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出  
→ 輸入品と国産品を同様に扱う必要

## 10. MA米の運用に伴う財政負担

- MA米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。
- 近年の財政負担は、毎年200億円程度。

### ○ MA米の売買差損・保管料等

#### MA米の飼料用販売

9万円/トンの輸入米  
4万円/トンで飼料用に販売 } 差し引き5万円/トンの財政負担

50万トン飼料用として売却すれば  
250億円

#### MA米の援助への活用

9万円/トンの輸入米をタダに  
4万円/トンの輸送費 } 合わせて13万円/トンの財政負担

50万トン援助すれば  
650億円

#### MA米の在庫

1年間で、1万円/トン(1億円/万トン)  
の保管料

100万トンを1年間在庫すれば  
100億円

(注) 平成20年度の価格等を基に試算。

### ○ MA米の損益全体

(単位: 億円)

|            | 7年度 | 8年度  | 9年度  | 10年度 | 11年度  | 12年度  | 13年度  | 14年度 |
|------------|-----|------|------|------|-------|-------|-------|------|
| 売買損益①      | ▲43 | 114  | 148  | 150  | 215   | 204   | 225   | 116  |
| うち買入額      | 314 | 365  | 400  | 439  | 346   | 321   | 289   | 349  |
| うち売却額      | 54  | 330  | 378  | 523  | 562   | 502   | 472   | 337  |
| 管理経費②      | ▲26 | ▲116 | ▲152 | ▲152 | ▲153  | ▲173  | ▲186  | ▲185 |
| うち保管料      | ▲6  | ▲39  | ▲60  | ▲59  | ▲66   | ▲75   | ▲87   | ▲103 |
| 損益合計 (①+②) | ▲69 | ▲2   | ▲4   | ▲2   | 0(注3) | 0(注3) | 0(注3) | ▲69  |

|            | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 合計     |
|------------|------|------|------|------|------|------|--------|
| 売買損益①      | 13   | ▲202 | ▲22  | 16   | 49   | ▲25  | 958    |
| うち買入額      | 467  | 362  | 523  | 493  | 577  | 646  | 5,891  |
| うち売却額      | 505  | 430  | 417  | 562  | 646  | 570  | 6,288  |
| 管理経費②      | ▲172 | ▲182 | ▲185 | ▲240 | ▲265 | ▲179 | ▲2,366 |
| うち保管料      | ▲124 | ▲147 | ▲170 | ▲184 | ▲133 | ▲92  | ▲1,345 |
| 損益合計 (①+②) | ▲159 | ▲384 | ▲207 | ▲224 | ▲216 | ▲204 | ▲1,540 |

注1:「売買損益」は、売却額から売上原価(＝前年度末の在庫評価額＋買入額－当年度末の在庫評価額)を差し引いたもの。

注2:「管理経費」は、保管料、運搬費等。

注3:平成11～13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れたあとの金額としている。

注4:損益合計欄、合計欄については、億単位で単純に合算。



## 11. MA米をめぐる国際関係

- MA米の運用に際しては、WTO協定による様々なルールに留意する必要。(WTOに提訴されてルール違反が認定されれば、現在の運用を維持できなくなる。)
- 一方、輸出国からは、高水準の枠外税率に加え、日本の消費者へのアクセスが十分でない等の意見。

### ○ 主なWTO協定のルール

#### ・ ガット第2条(譲許表)

加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

#### ・ ガット第3条(内国民待遇)

輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。

#### ・ ガット第17条(国家貿易企業)

国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。

#### ・ 農業協定第4条(市場アクセス)

原則として通常の関税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

### ○ 我が国のコメ輸入制度に対する輸出国の意見

| 米国(USTR)<br>(「通商政策課題と年次報告」及び「外国貿易障壁報告」)                                                                                                                                                                                                                            | 中国(中国商務部)<br>(「国別貿易投資環境報告」)                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 枠外関税<br/>枠外税率が高水準であり、枠外で輸入される量はごくわずか。</li> <li>○ MA米の輸入<br/>一般輸入分は政府在庫となった上で、加工用・飼料用・援助用に使用。SBSではマークアップが徴収され、主食用市場の開発ができていない。</li> <li>○ 米国政府の対応方針<br/>WTOドーハラウンド交渉において<u>米国産米の市場アクセスの拡大、特に消費者への直接アクセスを追求</u>。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 枠外関税<br/>枠外関税のために、日本市場へのアクセスが困難。</li> <li>○ MA米の輸入<br/>一般輸入の多くは国別に入札されており、<u>中国産米は競争力があるにもかかわらず落札量が少ない</u>。</li> <li>○ 中国政府の対応方針<br/>日本のコメ入札制度の改革及び透明性を向上させる措置への注視を継続。</li> </ul> |

## 12. WTO農業交渉とコメ

- 2000年以降、更なる貿易自由化に向け、WTO農業交渉が行われている。我が国は「多様な農業の共存」を基本理念とし、輸出国と輸入国のバランスの取れた貿易ルールの確立を主張。
- しかしながら、我が国のコメの輸入についても、大幅な関税削減か、あるいはMA米数量の拡大が求められている。

### ○ WTO交渉の経緯

2000年3月 農業交渉開始

2001年11月 ドーハ閣僚会議(ドーハ・ラウンド立ち上げ)

2004年7月 枠組み合意

- ・ 原則として全ての品目(「一般品目」)について、大幅な関税削減
- ・ 一部の特にセンシティブな品目(「重要品目」)について、一般品目より低い関税削減と、関税割当の拡大の組み合わせで、市場アクセスを改善 等

**現 在** 枠組み合意を踏まえて、「モダリティ」(関税削減率、重要品目の数、関税割当の拡大幅等のルール)について交渉中

(今後の見通し:モダリティ合意 → 譲許表交渉(個別の品目毎の関税率等を決定) → 最終合意)

### ○ WTO農業交渉議長のモダリティ案(平成20年12月6日)を我が国のコメに当てはめた試算

|                              | 現在                              | 「一般品目」<br>とした場合               | 「重要品目」とした場合                                                                                            |
|------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 関税<br>(枠外<br>税率)             | 341円/kg<br>(従価税<br>換算値<br>778%) | 大幅に削減<br>(70%カット<br>→102円/kg) | 一般品目より緩やかに削減(以下の3パターンから選択)<br>①70%の2/3カット→182円/kg<br>②70%の1/2カット→222円/kg<br>③70%の1/3カット→261円/kg        |
| 関税<br>割当<br>(MA<br>米の<br>数量) | 77万トン                           | 拡大なし<br>(77万トンの<br>まま)        | 上記の3パターンに応じ拡大<br>①国内消費量の<br>3%(約28万トン)+α拡大<br>②国内消費量の<br>3.5%(約33万トン)+α拡大<br>③国内消費量の<br>4%(約37万トン)+α拡大 |

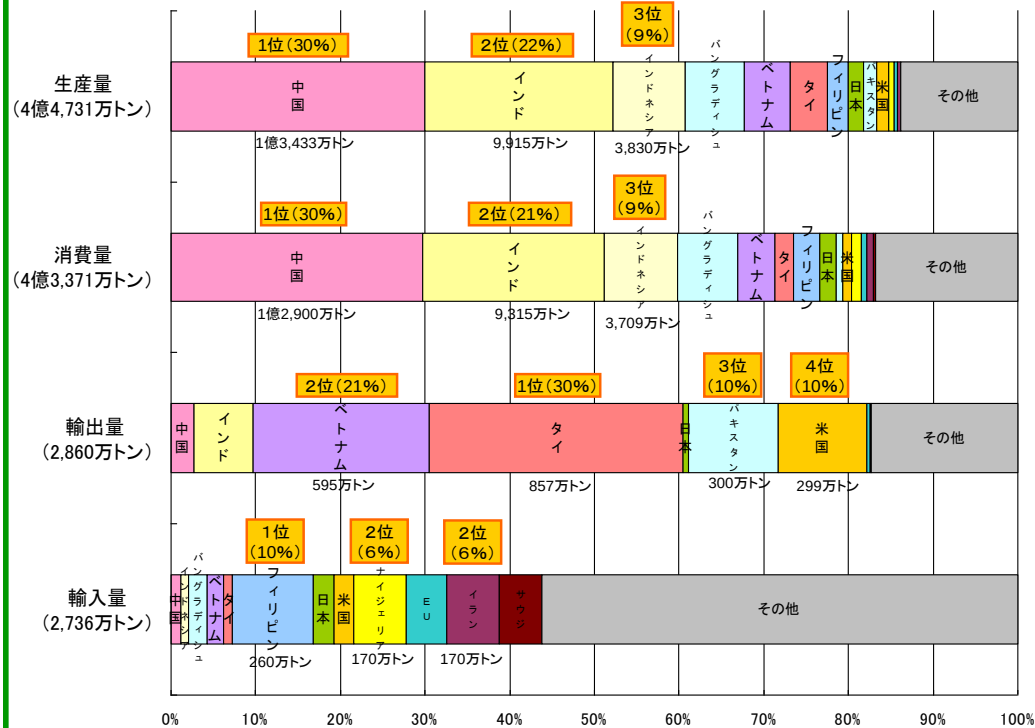
注1:「重要品目」とした場合の関税割当拡大幅は、基本は①は3%、②は3.5%、③は4%だが、関税削減後の関税率(従価税換算値)が100%超であれば0.5%追加。  
[更に、一般品目で関税削減後に関税率100%超の品目がある場合や重要品目の数の追加に伴う拡大があり得る。]

注2:「重要品目」とした場合の関税割当拡大数量は、需給表等による国内消費量('03-'05平均)を基にした試算値。

## (参考1) 世界のコメ需給

- 世界的にも、コメは国内生産・国内消費が基本。但し、米国、タイなどは商業輸出も大きな目的。
- コメの貿易率は低く、かつ、主要輸出国による寡占構造。また、国民の主要食糧である以上、輸出国であつても国内供給が優先。(このため、2008年には主要輸出国の輸出規制等により、国際価格が急騰。)

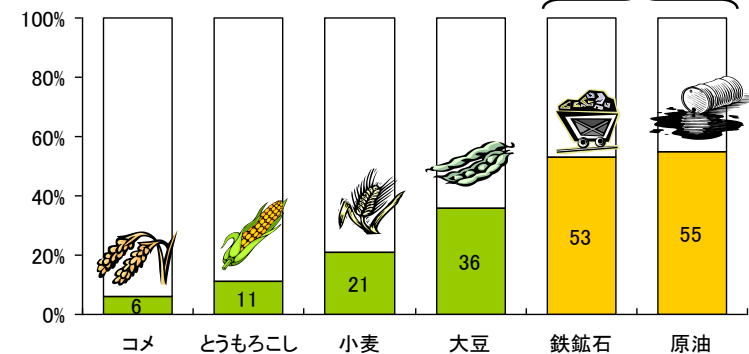
### ○ 世界のコメ需給の現状(主要生産国、輸出国等)



資料：米国農務省PSD(2008年(2008/09)暫定値、精米ベース)

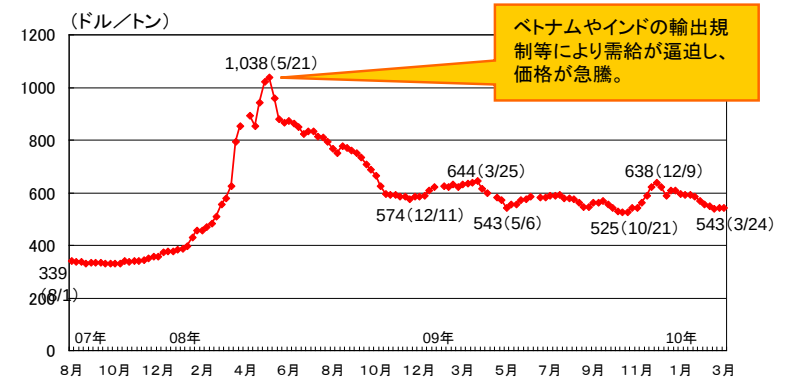
注：特に輸出品は、年による変動が大きい。(例えば、2007年はインドが2位の輸出国。)

### ○ 主な農産物の貿易率



資料：米国農務省PSD(コメ、とうもろこし、小麦、大豆)(2008年(2008/09)暫定値)、「Steel Statistical Yearbook 2009(World Steel Association)」「鉄鉱石(2008年の数値)」「KEY WORLD ENERGY STATISTICS 2009(IEA)」「原油(2007年の数値)」  
注：貿易率＝世界の輸出品／世界の生産量×100

### ○ コメの国際価格(タイ米輸出価格)の推移



ベトナムやインドの輸出規制等により需給が逼迫し、価格が急騰。

(注) タイ国貿易取引委員会が公表した各週の価格(うち精米長粒種2等相当)。

## (参考2)コメ輸出国の動向

- 輸出割合の高い米国やタイなどが、我が国にも輸出。
- 中国は国内消費向けが基本だが、潜在的には大きな輸出余力。我が国向けも、競争力が向上。
- なお、韓国もMA米を国家貿易によって輸入。

### 米国

- ・ コメは、南部の一部とカリフォルニアのみで生産。
- ・ 大規模経営による商業的農業。国内消費が少なく、輸出に関心(生産の約半分を輸出)。
- ・ 現在、日本向けはカリフォルニアの短・中粒種。但し、短粒種(主に主食用)は、最近は中国産米との競合等で減少。

### 中国

- ・ 世界最大のコメ生産国。短粒種(我が国主食用と同じ)だけで、我が国の約4倍の生産量。
- ・ 国内生産・国内消費が基本。輸出割合は僅かだが、輸出量はこれまで最大で年間370万トン。
- ・ 現在、日本向けは黒龍江省など東北地方の短粒種(主に主食用)。日系企業の投資等により品質向上。

### タイ

- ・ 世界第1位のコメ輸出国。国民の主食であるとともに、生産の約半分を輸出。
- ・ 日本向けにも長粒種(主に加工用、短・中粒種より安価)を輸出。

### 豪州

- ・ 最近は大干ばつにより輸出が減少しているが、これまで最大で年間120万トン生産、70万トン輸出。
- ・ 日本向けの輸出実績あり(短・中粒種)。

### (参考)韓国

- ・ 日本と同様、UR交渉の結果としてMA米を輸入。関税化の特例措置を適用(但し、途上国扱いにより、MAは10年目(2004年)に国内消費量の4%)。
- ・ 関税化の特例措置延長のため、輸出国との交渉(2004年)の結果、MAを国内消費量の約8%まで、主食用米の割合を30%(その他は非主食用米)まで拡大すること等を約束。
- ・ 国家貿易によって毎年MA全量を輸入(例外は2007年)。

### ベトナム

- ・ 世界第2位のコメ輸出国。価格はタイより安い。
- ・ 日本向けの輸出実績あり(長粒種)。

